

第4次

福井市障がい者福祉基本計画

令和3年3月

福 井 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4
5 計画の進行管理	4

第2章 障がい者福祉を取り巻く現状

1 人口と障がい者手帳所持者の推移	5
2 障がいのある人の状況	6
3 障害福祉サービスの提供状況	16
4 障害児通所支援の提供状況	20
5 障がいのある児童・生徒の状況	25
6 障がい者施策等の現状と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	30
2 施策の方向	30
3 施策体系	32

第4章 施策の展開

施策の方向1 一人ひとりに応じた切れ目のない支援	33
個別施策1 相談支援体制の充実	33
個別施策2 障害福祉サービスの充実	35
個別施策3 保健・医療サービスの充実	37
個別施策4 発達障がい児者支援の充実	39
施策の方向2 毎日の暮らしを充実させるための支援	42
個別施策1 雇用・就労の促進	42
個別施策2 日中活動の充実	44
個別施策3 社会参加の促進	45
施策の方向3 安心して生活できるまちづくり	47
個別施策1 障がいに対する理解の促進	47
個別施策2 バリアフリーの推進	48
個別施策3 災害時の支援体制づくり	50
個別施策4 権利擁護の推進	52

第5章 サービスの見込量、方向性の設定

(第6期福井市障がい福祉計画、第2期福井市障がい児福祉計画)

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	54
2 成果目標について	55
3 活動指標について	60

資料編

1 策定経過	80
2 福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会設置要綱	81
3 福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員名簿	83
4 アンケート調査結果	84
5 用語解説	105

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

近年、障がいのある人を取り巻く環境は、国全体で大きく変化しています。

平成 18 年 12 月の国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、これを契機として、国内法の整備や改正が進められ、障がい者に関する制度や施策は大きく変化し、平成 26 年 1 月には障害者権利条約を批准しました。

この間、平成 23 年 8 月には「全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく人権を享有している」という理念に則り、共生社会の実現を目的として障害者基本法が改正され、障がい者支援に関する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

そして平成 24 年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に大きく改正されました。また、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行、同年 8 月には発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行されるなど、法制度は集中的に整備されてきています。

さらに、平成 28 年 5 月には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、児童発達支援、医療的ケアなどの障がい児支援の拡充を図ることを目的として平成 30 年 4 月に施行されたところです。

このように、近年における障がい者施策は、障がい者の自立と社会、経済、文化など、あらゆる分野への参加促進を目的として実施されてきました。

本市においては、これまで「福井市障がい者福祉基本計画（第 1～3 次）」、「福井市障がい福祉計画（第 1～5 期）」及び「福井市障がい児福祉計画（第 1 期）」を策定し、国内の動向や本市の実情を踏まえつつ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。さらには、平成 31 年 4 月には中核市となり、身体障害者手帳の交付事務や障害福祉サービス事業所の指定権限が移譲されるなど、本市の役割は大きく変化しています。また、同年 4 月から「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を施行し、障がいのある人の意思疎通のため、手話が言語であることの理解促進、または障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進を目指して、より一層の施策充実に取り組んでいます。

このたび、現行の計画期間が今年度をもって終了することや、国の制度改正等や本市の障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第 4 次福井市障がい者福祉基本計画」、「第 6 期福井市障がい福祉計画」及び「第 2 期福井市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いを認め合い、ともに生きる社会の実現に取り組めます。

○近年の障害者関連法整備の主な動向

	主な動向
平成 23 年	8 月「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、就労機会確保に加え定着支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等 11 月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正・施行

	・「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化する理念規定等
令和元年	6 月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行 ・視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害者の読書環境の整備
令和 2 年	5 月「バリアフリー法」の改正・一部施行 ・「心のバリアフリー」の推進などソフト面の強化 ・公立小中学校及びバス等乗降のための道路施設をバリアフリー基準適合義務対象に追加（令和 3 年 4 月施行） 等

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられるものであり、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示すものです。

同時に本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」としての「福井市障がい福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「福井市障がい児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供と相談支援体制の確保計画の方向性を示すものであり、これら 3 つの計画を一体的に策定したものになっています。

障がい者福祉基本計画 障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、本市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画（障害者基本法11条3項）	
障がい福祉計画 障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定める、障がい者福祉基本計画の実施計画（障害者総合支援法88条1項）	
障がい児福祉計画 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、障がい者福祉基本計画の実施計画（児童福祉法33条の20 1項）	

なお、本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、福井県の「福井県障害者福祉計画」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「福井市総合計画」の基本的な方向性を踏まえ、「福井市地域福祉計画」、「オアシスプラン（福井市老人保健福祉計画、介護保険事業計画）」、「健康ふくふくプラン 21（福井市健康増進計画）」、「福井市子ども・子育て支援事業計画」、「福井市教育振興基本計画」などの関連する計画との整合を図っています。

第七次福井市総合計画（平成 29～令和 3 年度）

Ⅱ ：みんなでつくる住みよいまち

政策 5：すべての市民が健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくる

施策 4：障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する

3 計画期間

「福井市障がい者福祉基本計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「福井市障がい福祉計画」及び「福井市障がい児福祉計画」の計画期間は、国の方針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画名	根拠法	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者福祉基本計画	障害者基本法 11条3項	第3次（6年間）						第4次（6年間）					
障がい福祉計画	障害者総合支援法 88条1項	第4期			第5期		第6期		第7期				
障がい児福祉計画	児童福祉法 33条の20 1項				第1期		第2期		第3期				

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者代表、関係行政機関、関係団体、市民代表で構成される福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会において、策定に必要な事項等の調査審議を行いました。

また、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするとともに、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

さらに、障がい者への支援体制の整備を図るため、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関により構成される福井市障がい者自立支援協議会に意見を伺い、計画に反映しました。

5 計画の進行管理

福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会において、施策の推進について必要な事項等を調査審議し、計画の進行管理を行います。

第2章

障がい者福祉を取り巻く現状

1 人口と障がい者手帳所持者の推移

本市の総人口の推移をみると、平成 23 年から令和 2 年にかけて 6,568 人減少する一方で、65 歳以上の人口は 12,600 人増加しており、高齢化が顕著に表れています。

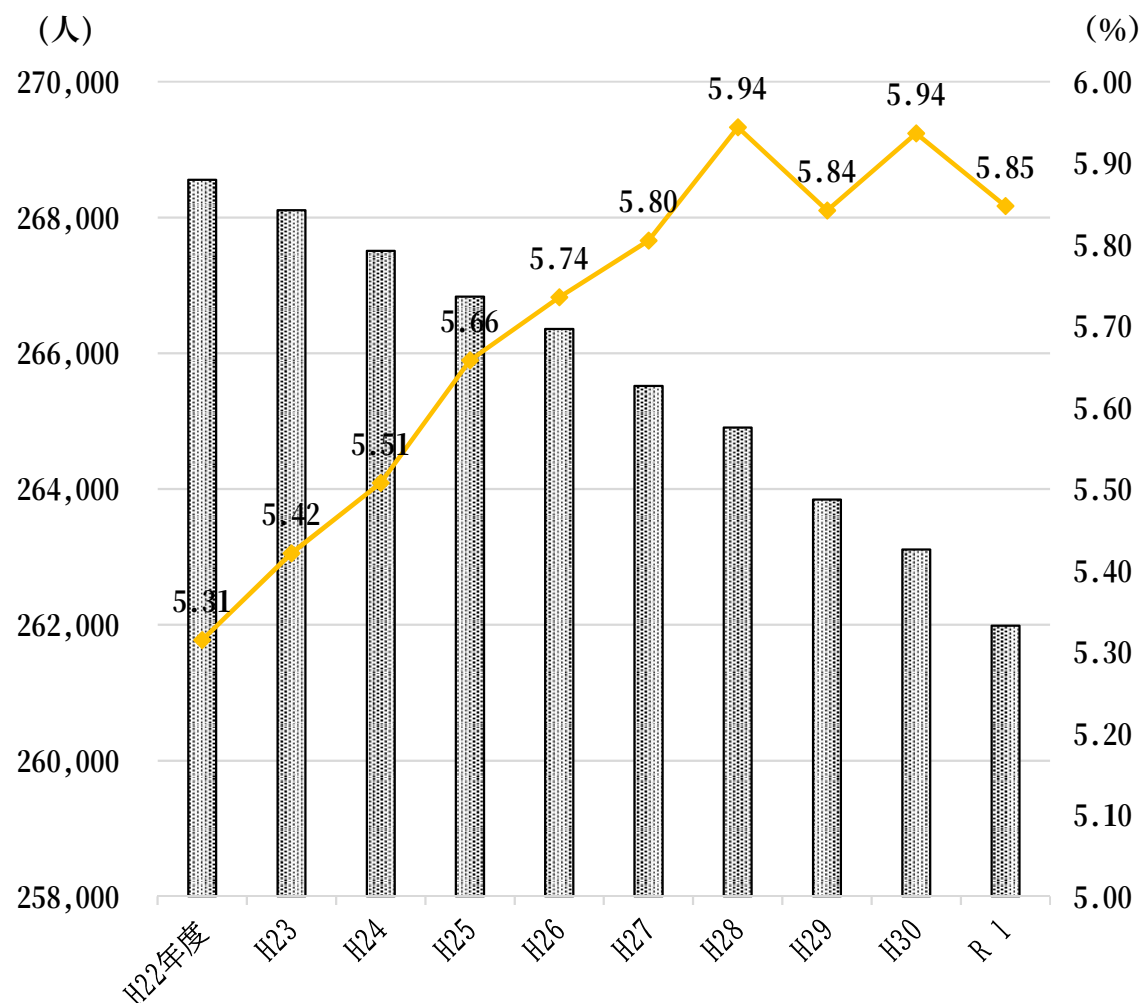
障がい者手帳所持者の推移をみると、平成 22 年度から令和元年度にかけて、1,046 人増加しており、総人口に占める手帳所持者の割合も、5.31%から 5.85%に増加しています。

(単位：人)

年	H23.4.1	H27.4.1	R2.4.1
総人口 ※H28 年から外国人を含む	268,554	265,521	261,986
65 歳以上	63,257	73,018	75,857

年 度	H22	H27	R1
障がい者手帳所持者合計数 (各年度 3 月末)	14,273	15,413	15,319
総人口に占める手帳所持者の割合 (%)	5.31	5.80	5.85

＜人口と障がい者手帳所持者の割合の推移＞



2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

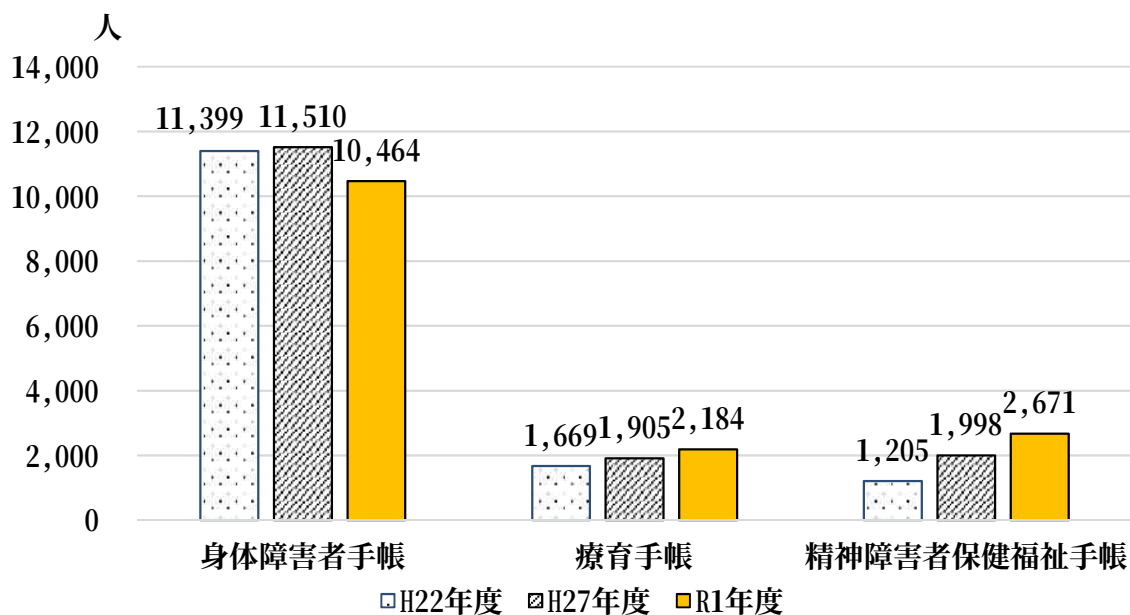
平成 22 年度から令和元年度の手帳所持者の総数は 14,273 人から 15,319 人と 1,046 人、7.3%の増加となっておりますが、障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者は 8.2%減となっているものの、療育手帳所持者は 30.9%増、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は約 2.2 倍と大幅に増加しています。

また、令和元年度の障がい種別の手帳所持者の割合は、身体障害者手帳 68.3%、療育手帳 14.3%、精神障害者保健福祉手帳 17.4%となっており、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっています。

(単位：人)

年 度	H22	H27	R1
障がい手帳所持者合計数（各年度 3 月末）	14,273	15,413	15,319
身体障害者手帳	11,399	11,510	10,464
療育手帳	1,669	1,905	2,184
精神障害者保健福祉手帳	1,205	1,998	2,671

< 3 障がいの手帳所持者の推移 >



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者について、平成 29 年度を境に減少しています。

令和元年度において、等級別では 1 級が最も多く 30.6%、障がい区分別では、肢体不自由が最も多く 53.3%を占めています。

年齢構成別では、平成 27 年度と比較すると 65 歳以上の割合が増加しており、76.0%を占めています。

<手帳交付状況の推移>

○等級別（各年度3月末）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成27年度	3,446	1,695	2,359	2,736	566	708	11,510
28	3,465	1,707	2,371	2,746	571	716	11,576
29	3,356	1,586	2,286	2,647	568	656	11,099
30	3,354	1,584	2,270	2,597	537	648	10,990
令和元年度	3,204	1,492	2,171	2,502	491	604	10,464

○障がい区分別（各年度3月末）

（単位：人）

	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	合計
平成27年度	752	958	129	6,417	3,254	11,510
28	758	957	131	6,462	3,268	11,576
29	689	929	120	6,102	3,259	11,099
30	689	930	122	5,938	3,311	10,990
令和元年度	658	868	118	5,582	3,238	10,464

○年齢構成別（H27年度3月末）

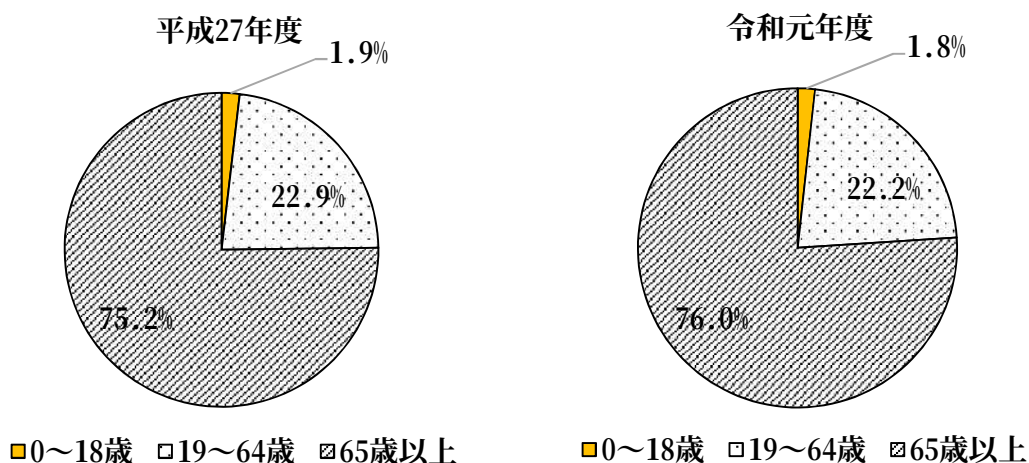
（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0～18歳	112	34	27	22	7	11	213
19～64歳	876	459	467	526	172	141	2,641
65歳以上	2,458	1,202	1,865	2,188	387	556	8,656
合計	3,446	1,695	2,359	2,736	566	708	11,510

（R1年度3月末）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0～18歳	89	34	23	21	4	13	184
19～64歳	828	409	390	428	154	115	2,324
65歳以上	2,287	1,049	1,758	2,053	333	476	7,956
合計	3,204	1,492	2,171	2,502	491	604	10,464



(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、特にB2については平成27年度の約1.3倍増加しています。

令和元年度において、障がい程度別ではB2が最も多く35.6%、年齢構成別では、19～64歳が69.1%を占めています。平成27年度と比較すると19～64歳、65歳以上の割合は減少している一方、0～18歳の割合は増加しています。

<手帳交付状況の推移>

○障がい程度別（各年度3月末）（単位：人）

	A1	A2	B1	B2	合計
平成27年度	691	50	553	611	1,905
28	705	46	569	665	1,985
29	710	49	582	650	1,991
30	717	53	609	746	2,125
令和元年度	725	56	626	777	2,184

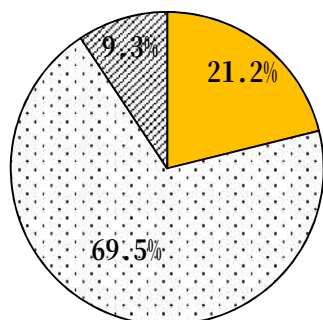
○年齢構成（H27年度3月末）（単位：人）

	A1	A2	B1	B2	合計
0～18歳	92	8	103	200	403
19～64歳	515	34	387	388	1,324
65歳～	84	8	63	23	178
合計	691	50	553	611	1,905

(R1年度3月末)（単位：人）

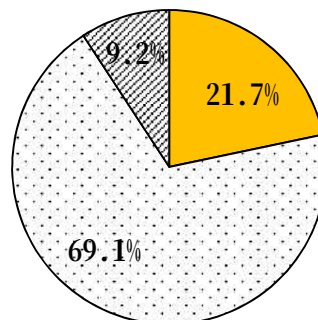
	A1	A2	B1	B2	合計
0～18歳	87	9	122	256	474
19～64歳	548	38	431	492	1,509
65歳～	90	9	73	29	201
合計	725	56	626	777	2,184

平成27年度



■0～18歳 □19～64歳 ▨65歳以上

令和元年度



■0～18歳 □19～64歳 ▨65歳以上

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、特に3級については平成27年度の約1.5倍増加しています。

令和元年度において、等級別では2級が最も多く66.9%、年齢構成別では、19～64歳が78.7%を占めています。平成27年度と比較すると19～64歳、65歳以上の割合は減少している一方、0～18歳の割合は増加しています。

<手帳交付状況の推移>

○等級別（各年度3月末）

（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
平成27年度	96	1,388	514	1,998
28	102	1,510	573	2,185
29	110	1,601	613	2,324
30	124	1,683	698	2,505
令和元年度	123	1,787	761	2,671

○年齢構成（H27年度3月末）

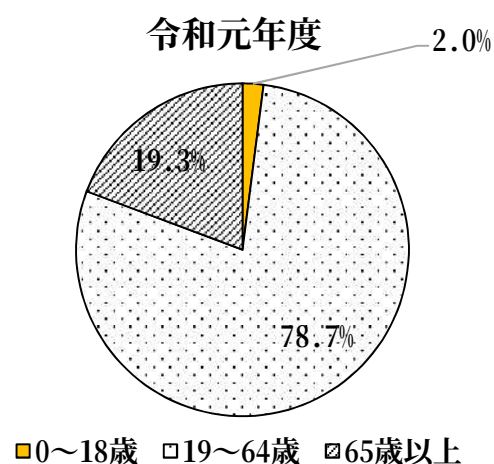
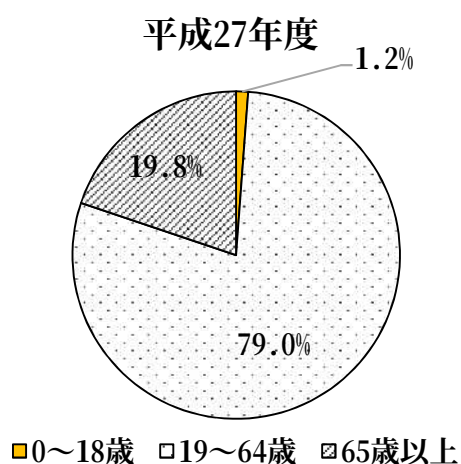
（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
0～18歳	3	13	8	24
19～64歳	41	1,103	435	1,579
65歳～	52	272	71	395
合計	96	1,388	514	1,998

（R1年度3月末）

（単位：人）

	1級	2級	3級	合計
0～18歳	4	27	23	54
19～64歳	49	1,405	648	2,102
65歳～	70	355	90	515
合計	123	1,787	761	2,671

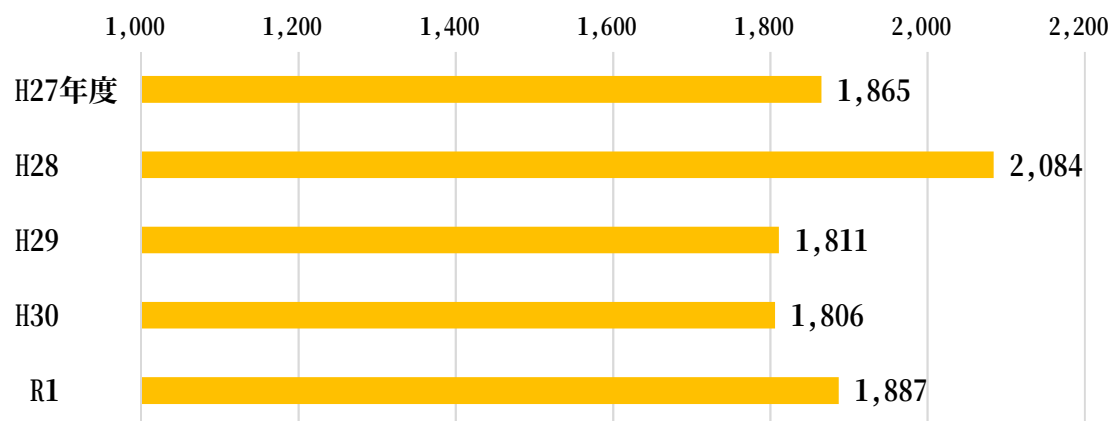


（５）難病患者等

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、平成 27 年 1 月より「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和 2 年 3 月 31 日現在、本市の特定医療費（指定難病）支給認定状況は、1,887 件であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

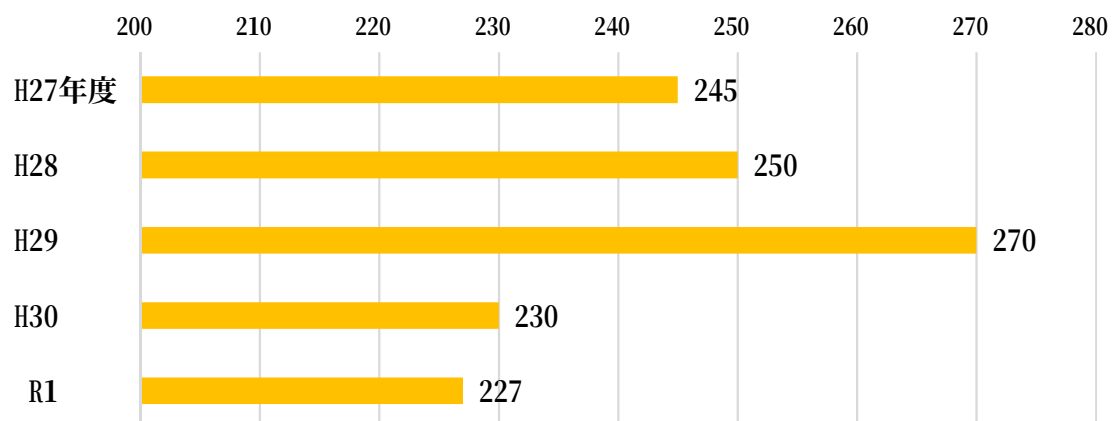
＜特定医療費（指定難病）支給認定件数の推移（各年度 3 月 31 日現在）＞ （件）



治療期間が長く、医療費負担が高額になる児童の慢性疾病の患者に対しては、平成 27 年 1 月に児童福祉法が一部改正され、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和 2 年 3 月 31 日現在、本市の小児慢性特定疾病医療費の支給認定状況は、227 件であり、平成 30 年度に子ども医療費の窓口無料化により大幅に減少している状況です。

＜小児慢性特定疾病医療支給認定件数の推移（各年度 3 月 31 日現在）＞ （件）



（６）障がいのある人の雇用と就労の状況

本県の2.2%の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数45.5人以上規模の企業・令和元年6月1日現在）の数は、748社で、過去最高となっています。

民間企業で雇用されている障がいのある人の数は、2,757人（身体障がいのある人1,629人、知的障がいのある人711人、精神障がいのある人417人）で、前年より17.0人減少しました。雇用者のうち、精神障がいのある人は51.5人増加しましたが、身体障がいのある人は11.0人、知的障がいのある人は57.5人減少しました。

常用労働者数に対する割合（実雇用率）は、2.35%となっており、全国平均の雇用率2.11%を上回っています。

法定基礎労働者数は、前年より1822.5人増加しましたが、雇用された障がい者数は17.0人減少しました。

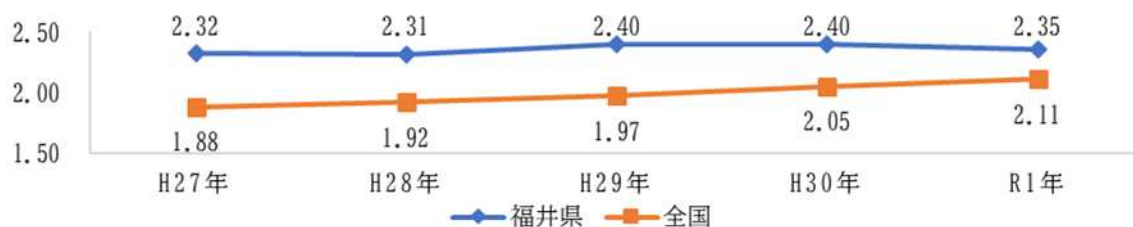
法定雇用率（2.2%）を達成している企業の割合は、57.1%となっており、全国平均の雇用率48%を上回っています。

<障がいのある方の雇用状況>

	H27	H28	H29	H30	R1
事業数	650	651	652	737	748
常用雇用労働者数	110,735.5	112,163.0	115,129.5	121,302.0	123,107.5
法定基礎労働者数	105,582.5	106,765.0	109,582.5	115,393.0	117,215.5
身体障がい	1,499.0	1,541.0	1,600.0	1,640.0	1,629.0
知的障がい	696.0	684.0	738.5	768.5	711.0
精神障がい	252.0	242.0	294.0	365.5	417.0
計	2,447.0	2,467.0	2,632.5	2,774.0	2,757.0
実雇用率（%）	2.32	2.31	2.40	2.40	2.35
達成企業数	346	370	382	417	427
達成企業割合（%）	53.2	56.8	58.6	56.6	57.1

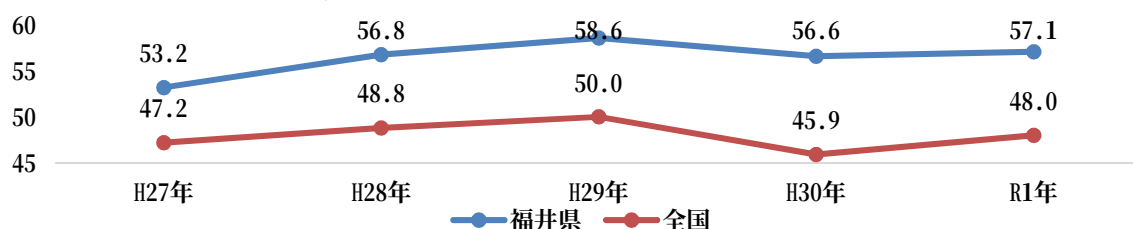
<障害者実雇用率>

（単位：%）



<法定雇用率達成企業割合>

（単位：%）

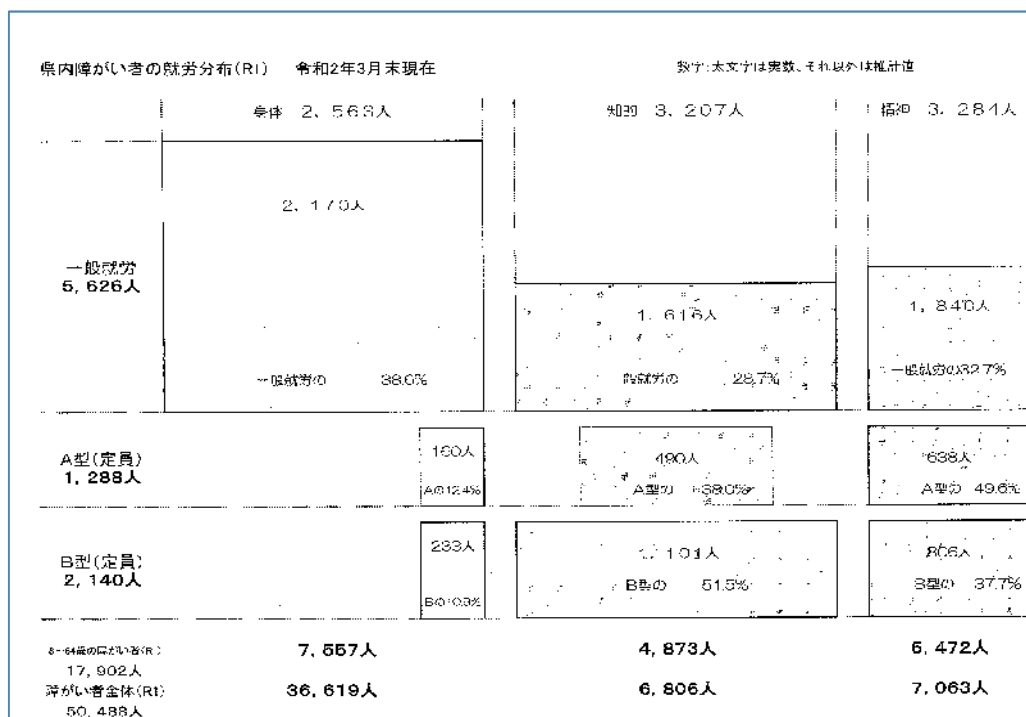


障害者実雇用率・法定雇用率達成企業割合 出典：福井労働局「障害者雇用状況集計結果」

本県の民間企業や官公庁等において一般就労している障がいのある人は、身体障がいのある人が2,170人と最も多く、38.6%を占めています。就労継続支援A型事業所では精神障がいのある人が638人と最も多く、49.6%を占めています。就労継続支援B型事業所では知的障がいのある人が1,101人と最も多く、51.5%を占めています。

就労継続支援A型事業所の賃金は、全国平均を上回っており高い水準を維持し、就労継続支援B型の工賃も、全国平均を上回っています。

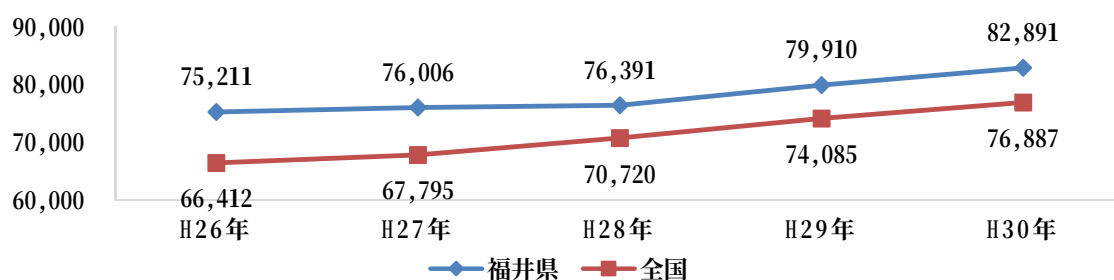
＜障がい者就労の分布＞



出典：福井県障がい福祉課資料

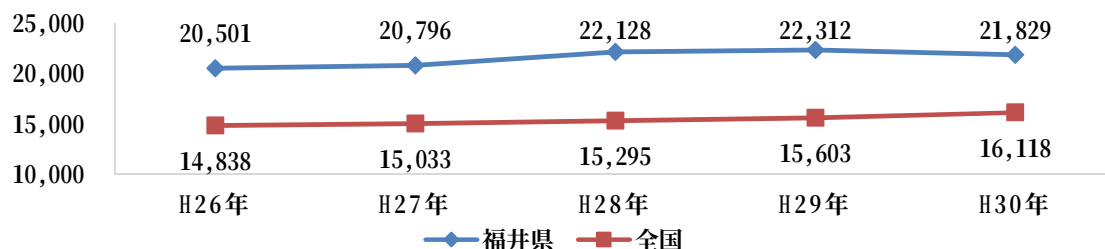
＜就労継続支援A型事業所賃金の推移＞

(単位：円)



＜就労継続支援B型事業所工賃の推移＞

(単位：円)



就労継続支援事業所賃金(工賃) 出典：工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

本市では、障がい者雇用調整員が企業訪問による就労体験先の開拓等を行い、一般企業への就労を促進しています。また、就労後の定期的な定着支援も行っています。

障がい者雇用調整員による就労先企業を見ると、事業を開始した平成 27 年度では、2 業種 10 企業でしたが、企業開拓を進めた結果、令和元年度においては、10 業種 19 企業へと幅広い業種に就労先が拡大しています。

＜障がい者雇用調整員による業種別就労企業延数＞

(単位：社)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2 (9月末)	計
業 種	製造		2	3	4	5	3	17
	小売	9	3	2	1	1	1	17
	販売				1			1
	運送	1		1				2
	物流						1	1
	IT			1	2			3
	メディア系				1			1
	レンタル・リース				1	2	2	5
	クリーニング					1		1
	冠婚葬祭		1	1				2
	飲食業					1	1	2
	宿泊業				1			1
	入浴施設					2		2
	福祉関連			1	1	3	1	6
	病院					2		2
	学校					1		1
	郵便			1	1			2
	官公庁					1	1	2
計		10	6	10	13	19	10	68

※67人68社（1名は同一年度内に2社に就職）

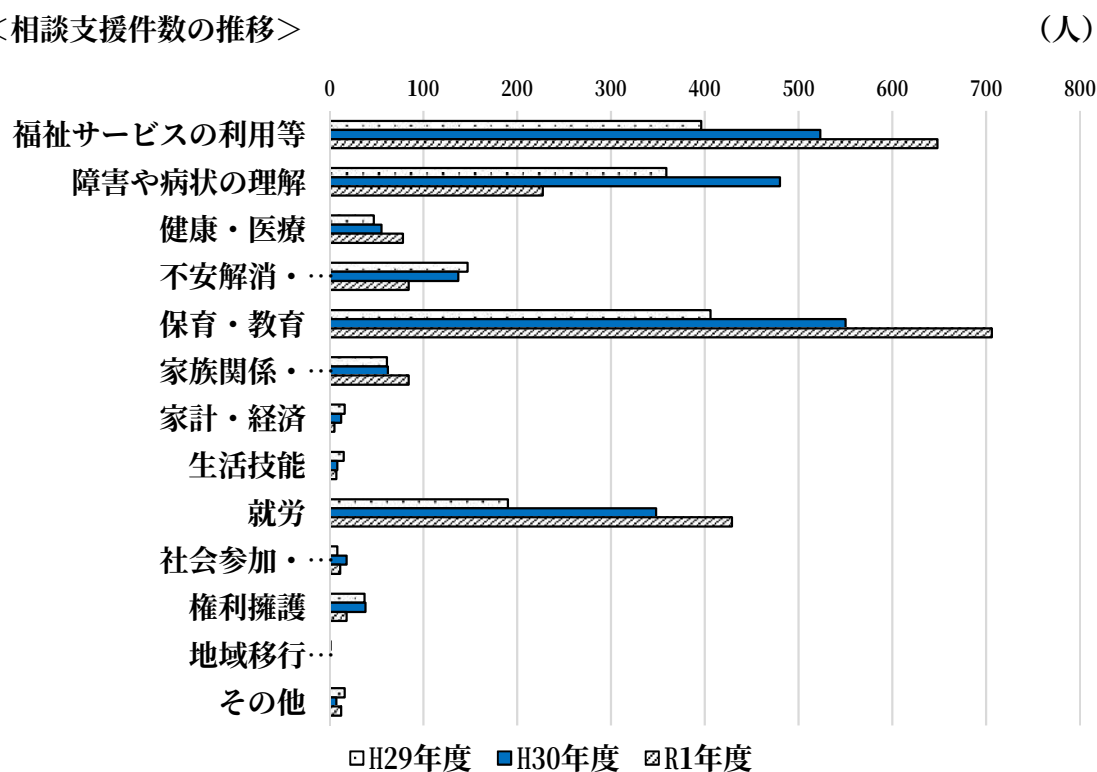
（７）発達障がいのある人の状況

発達障がいの専門の相談拠点として設置している「発達障がい相談支援事業所」や、市域を４地区に分けて設置している「地区障がい相談支援事業所」における相談件数は、年々増加しています。特に障がい者の方の相談が平成 29 年度と比較すると２倍以上になっています。相談内容としては、主に保育や教育・就労支援等が年々増加しています。

＜相談件数＞

○相談対応件数(延べ)	対象	H29 年度	H30 年度	R1 年度	H29/R1
発達障がい 相談支援事業所	障がい児	1,143 件	1,547 件	1,565 件	1.37
	障がい者	402 件	580 件	639 件	1.59
地区障がい者 相談支援事業所	障がい児	83 件	192 件	310 件	3.73
	障がい者	391 件	453 件	1,044 件	2.67
発達障がい児 小計		1,226 件	1,739 件	1,875 件	1.53
発達障がい者 小計		793 件	1,033 件	1,683 件	2.12
計		2,019 件	2,772 件	3,558 件	1.76

＜相談支援件数の推移＞



（８）災害時の障がいのある人への支援の状況

高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに活用しています。

市内の障がい手帳を所持している人のうち、「避難行動援護者名簿」に登録している障がいのある方は、2,792人（身体障がい2,099人、知的障がい240人、精神障がい453人（令和2年7月31日現在））となっています。

また、市内の福祉避難所は、61施設で442人（令和2年7月1日現在）が受け入れ可能となっていますが、そのうち障がい者福祉施設が福祉避難所となっているのは、6施設で57人が受け入れ可能となっています。

＜福井市避難支援プラン＞



3 障害福祉サービスの提供状況（障害者総合支援法）

（１）障害福祉サービス支給決定者数の推移

令和元年度の支給決定者数は2,570人で、平成27年度と比べると18.4%増加しています。中でも精神障がい者の伸び率は33.3%と大きく、占める割合も29.2%から32.8%と増加しています。また、年齢構成の割合は、ほぼ横ばいです。

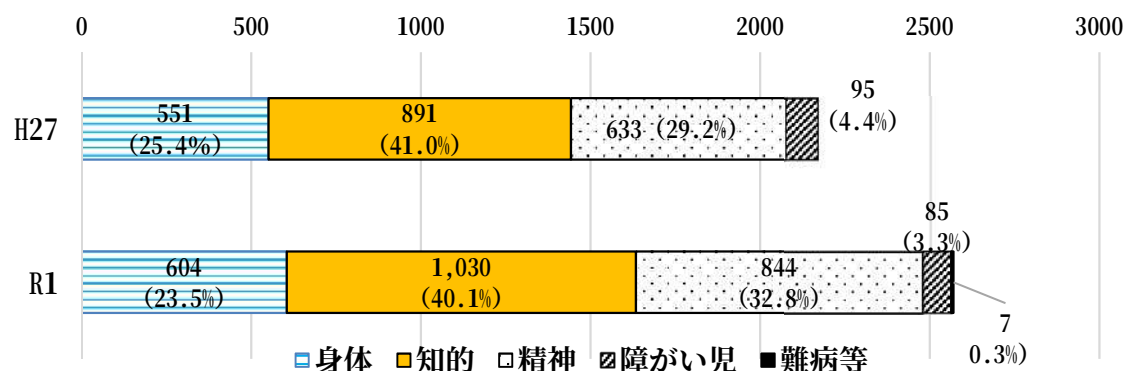
＜障害福祉サービス支給決定者数（各年度3月末）＞ （単位：人）

	H27	R1
支給決定者数	2,170	2,570

＜障がい種別支給決定者数（各年度3月末）＞ （単位：人）

	身体	知的	精神	障がい児	難病等	合計
H27	551	891	633	95	0	2,170
R1	604	1,030	844	85	7	2,570
伸び率（%）	9.6	15.6	33.3	▲10.5	-	18.4

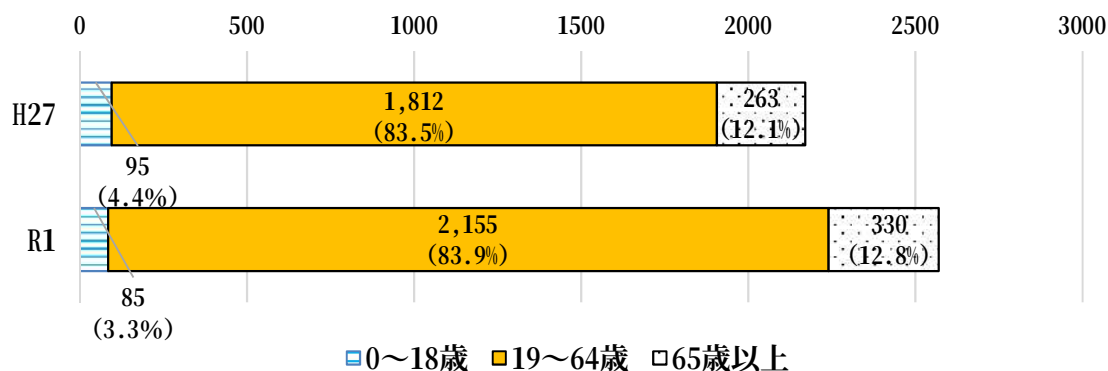
＜障がい種別割合の推移＞



＜年齢構成別支給決定者数（各年度3月末）＞ （単位：人）

	0～18歳	19歳～64歳	65歳～	合計
H27	95	1,812	263	2,170
R1	85	2,155	330	2,570
伸び率（%）	▲10.5	18.7	25.5	18.4

＜年齢構成別割合の推移＞



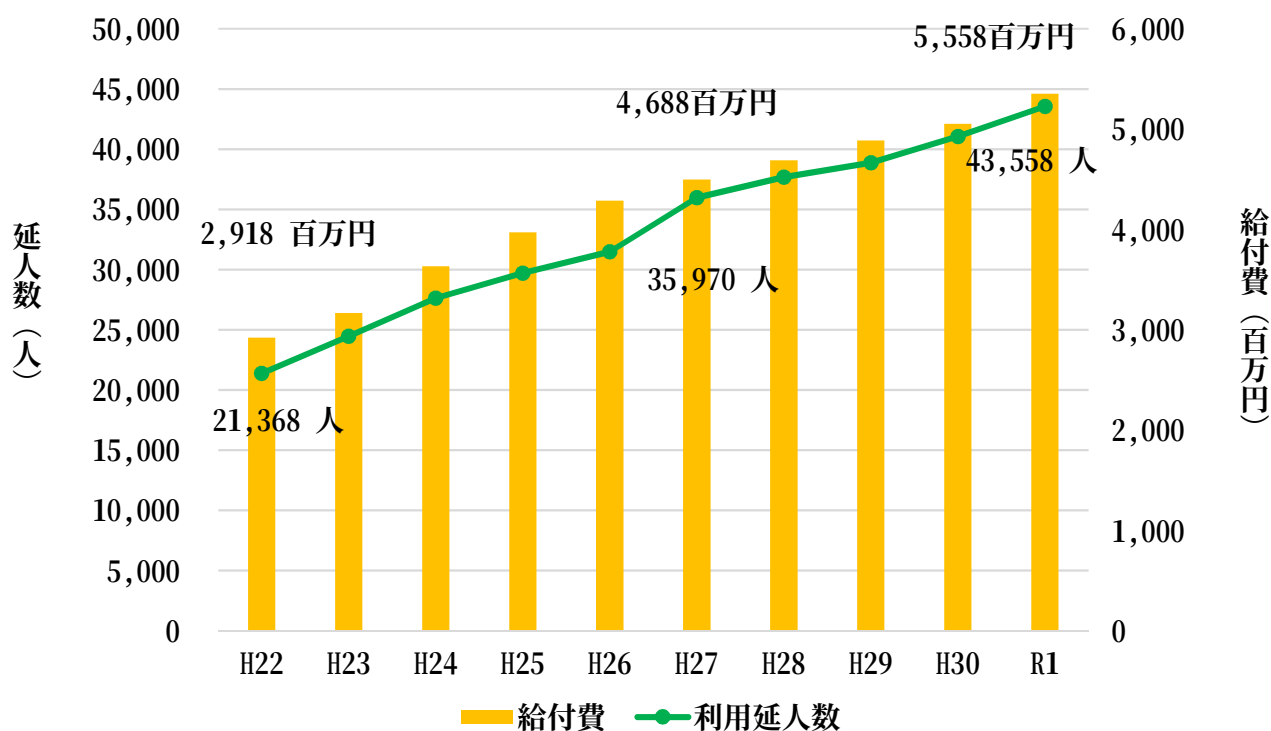
（２）障害福祉サービス給付費の推移

障害福祉サービス給付費は、平成 27 年度からの 5 年間で、約 1.2 倍、8 億 7 千万円増加しています。特に訪問系サービスの給付費及び相談支援の給付費の伸び率が上昇しています。

＜障害福祉サービス事業の推移（各年度 3 月末）＞

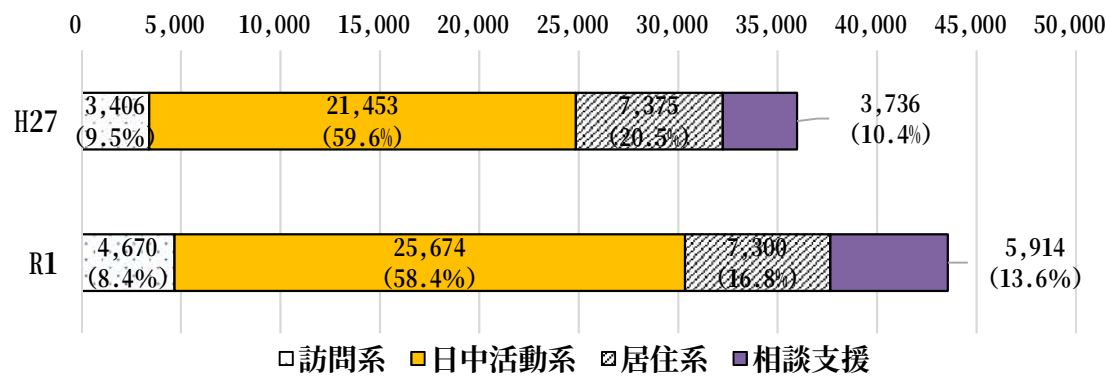
	H27	R1	H27/R1
支給決定者数 (人)	2,170	2,570	1.2
利用延人数 (人)	35,970	43,558	1.2
訪問系	3,406	4,670	1.3
日中活動系	21,453	25,674	1.2
居住系	7,375	7,300	▲1.0%
相談支援	3,736	5,914	1.6
給付費 (円)	4,687,803,956	5,558,089,598	1.2
訪問系	340,460,530	464,366,533	1.4
日中活動系	3,213,170,635	3,844,556,719	1.2
居住系	1,073,998,171	1,169,080,139	1.1
相談支援	60,174,620	80,086,207	1.3

＜利用延人数及び給付費の推移＞



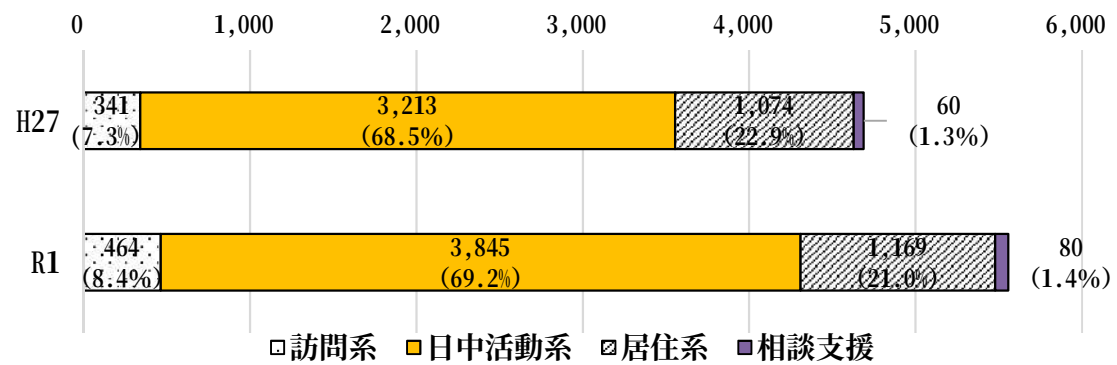
<利用延人数の推移>

(単位：人)



<サービス別給付費の推移>

(単位：百万円)



(3) 地区相談支援事業所別 支給決定者数（令和２年８月１日現在）

４地区の事業所当たりの障害福祉サービスの支給決定者数は、ほくとう地区が最も少なく、ほくせい地区が最も多いことから、ほくとう地区では事業所が充足している一方、ほくせい地区の事業所が比較的少ない状況となっています。

サービス種類		ほくとう	ほくせい	なんとう	なんせい	計
居宅介護	支給決定者数	160	54	80	99	393
	事業所数	17	4	5	6	32
重度訪問介護	支給決定者数	2	2	2	4	10
	事業所数	14	3	4	5	26
行動援護	支給決定者数	0	2	0	1	3
	事業所数	5	0	1	0	6
同行援護	支給決定者数	19	15	11	17	62
	事業所数	3	0	0	2	5
療養介護	支給決定者数	3	8	6	7	24
	事業所数	0	0	0	0	0
生活介護	支給決定者数	153	103	158	195	609
	事業所数	9	4	7	12	32
短期入所	支給決定者数	126	94	104	116	440
	事業所数	4	3	8	7	22
施設入所	支給決定者数	21	24	71	83	199
	事業所数	0	1	3	4	8
共同生活援助	支給決定者数	91	21	63	61	236
	事業所数	9	2	9	8	28
自立訓練（機能）	支給決定者数	1	1	1	0	3
	事業所数	0	0	1	0	1
自立訓練（生活）	支給決定者数	6	6	21	8	41
	事業所数	3	1	3	0	7
宿泊型自立訓練	支給決定者数	0	0	2	2	4
	事業所数	0	0	1	1	2
自立生活援助	支給決定者数	3	1	3	2	9
	事業所数	0	0	1	0	1
就労移行	支給決定者数	22	14	20	12	68
	事業所数	2	1	3	2	8
就労継続（Ａ型）	支給決定者数	132	85	124	120	461
	事業所数	10	3	7	3	23
就労継続（Ｂ型）	支給決定者数	241	137	183	203	764
	事業所数	14	3	11	9	37
就労定着支援	支給決定者数	4	5	4	4	17
	事業所数	0	0	1	1	2
地域移行支援	支給決定者数	0	0	0	0	0
	事業所数	2	0	3	0	5
地域定着支援	支給決定者数	2	1	1	2	6
	事業所数	2	0	3	0	5
計画相談支援	支給決定者数	645	385	556	609	2,195
	事業所数	9	4	6	4	23
計	支給決定者数(計画相談除く) a	986	573	854	936	3,349
	事業所数 b	103	29	78	64	274
	事業所当たりの支給決定者数 a/b	10	20	11	15	

※支給決定時の住民票の住所

※複数サービスの支給決定者については、それぞれのサービスで計上

地区内訳	
ほくとう	春山、松本、宝永、順化、日之出、旭、啓蒙、岡保、東藤島、和田、円山
ほくせい	鶉、棗、鷹巣、本郷、宮ノ下、国見、大安寺、中藤島、森田、河合、西藤島、明新
なんとう	豊、木田、酒生、一乗、上文殊、文殊、六条、東郷、美山、清明、麻生津
なんせい	足羽、湊、社南、社北、社西、日新、東安居、安居、一光、殿下、清水東・西・南・北、越廻

4 障害児通所支援の提供状況（児童福祉法）

（１）障害児通所支援支給決定者数の推移

令和元年度の支給決定者数は 746 人で、平成 27 年度と比べると 79.3%増加しています。中でも、発達障がいを含む精神障がいの割合は、44.0%から 59.4%と増加し、伸び率も約 2.5 倍と大幅に増加しています。

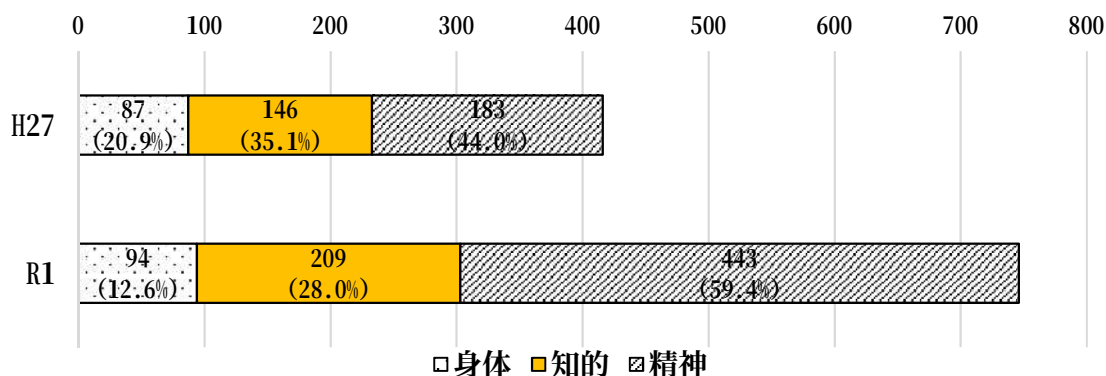
＜障害児通所支援支給決定者数（各年度 3 月末）＞ （単位：人）

	H27	R1
支給決定者数	416	746

＜障がい種別支給決定者数（各年度 3 月末）＞ （単位：人）

	身体	知的	精神	合計
H27	87	146	183	416
R 1	94	209	443	746
伸び率（%）	8.0	43.2	142.1	79.3

＜障がい種別割合の推移＞ （単位：人）



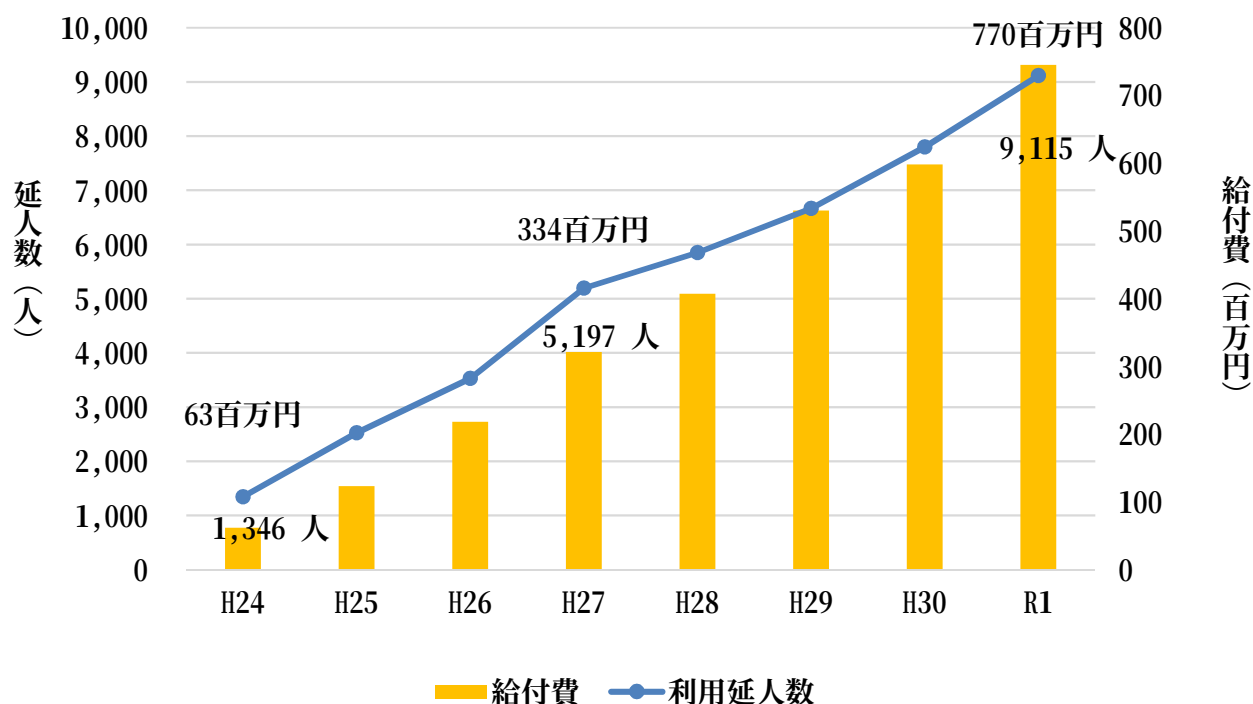
（２）障害児通所支援給付費の推移

障害児通所支援給付費は、平成 27 年度からの 5 年間で約 2.3 倍、4 億 4 千万円増加しています。特に、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の伸び率が上昇しています。その主な要因としては、放課後等デイサービスの事業所数が倍増したことや利用者ニーズの高まりにより増加したことが考えられます。

＜障がい児通所支援事業の推移（各年度 3 月末）＞

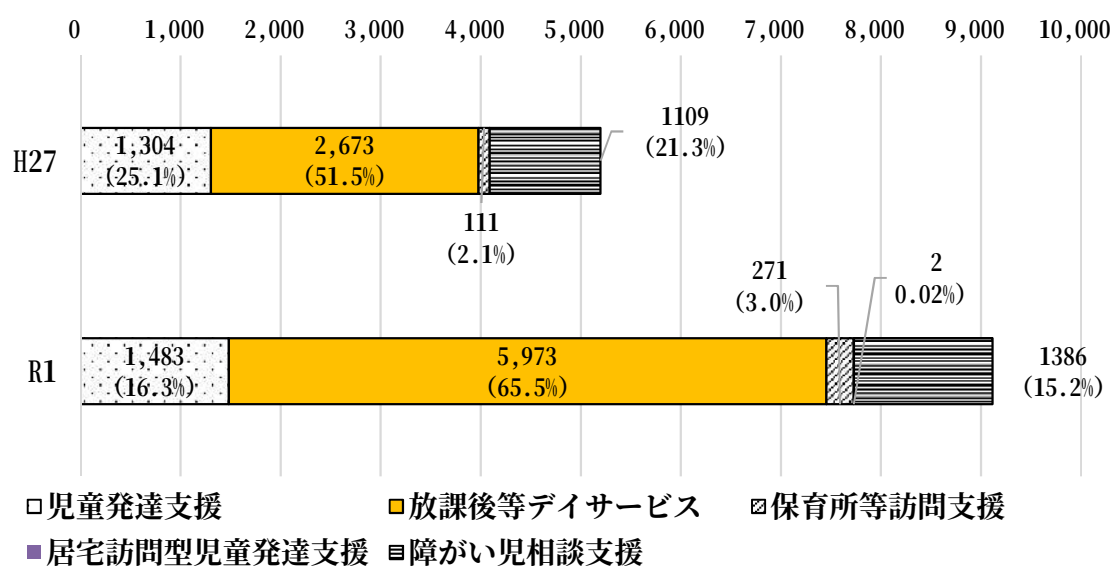
	H27	R1	H27/R1
支給決定者数（人）	416	746	1.8
利用延人数（人）	5,197	9,115	1.8
児童発達支援	1,304	1,483	1.1
放課後等デイサービス	2,673	5,973	2.2
保育所等訪問支援	111	271	2.4
居宅訪問型児童発達支援	-	2	-
障がい児相談支援	1,109	1,386	1.3
給付費（円）	333,659,889	770,370,020	2.3
児童発達支援	81,522,406	91,813,767	1.1
放課後等デイサービス	230,930,883	644,520,179	2.8
保育所等訪問支援	1,754,009	5,481,845	3.1
居宅訪問型児童発達支援	0	110,775	-
障がい児相談支援	19,452,591	28,443,454	1.5

＜利用延人数及び給付費の推移＞



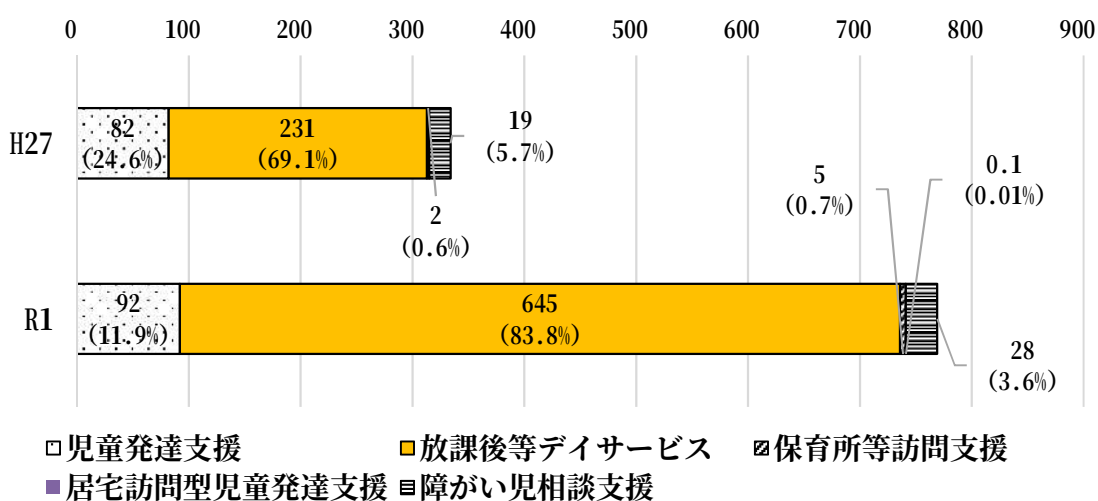
＜利用延人数の推移＞

(単位：人)



＜サービス別給付費の推移＞

(単位：百万円)



※平成 30 年の児童福祉法の改正により、居宅訪問型児童発達支援が追加

(3) 地区相談支援事業所別 支給決定者数（令和２年８月１日現在）

４地区の事業所当たりの障害児通所支援サービス支給決定者数は、ほくとう地区が最も少なく、なんせい地区が最も多いことから、障がい者同様、ほくとう地区では事業が充足しています。一方、なんせい地区の事業所は比較的少ない状況となっています。

サービス種類	地区	ほくとう	ほくせい	なんとう	なんせい	計
児童発達支援	支給決定者数	43	33	33	29	138
	事業所数	8	5	2	1	16
放課後等デイサービス	支給決定者数	182	165	129	159	635
	事業所数	13	10	7	10	40
保育所等訪問支援	支給決定者数	33	18	11	18	80
	事業所数	4	2	0	1	7
居宅訪問型児童発達支援	支給決定者数	1	0	0	0	1
	事業所数	0	2	0	0	2
障害児相談支援	支給決定者数	233	202	166	192	793
	事業所数	7	5	5	3	20
計	支給決定者数(計画相談除く) a	259	216	173	206	854
	事業所数 b	32	24	14	15	85
	事業所当たりの支給決定者数 a/b	8	9	12	14	

※支給決定時の住民票の住所

※複数サービスの支給決定者については、それぞれのサービスで計上

地区内訳	
ほくとう	春山、松本、宝永、順化、日之出、旭、啓蒙、岡保、東藤島、和田、円山
ほくせい	鶉、棗、鷹巣、本郷、宮ノ下、国見、大安寺、中藤島、森田、河合、西藤島、明新
なんとう	豊、木田、酒生、一乗、上文殊、文殊、六条、東郷、美山、清明、麻生津
なんせい	足羽、湊、社南、社北、社西、日新、東安居、安居、一光、殿下、清水東・西・南・北、越廼

（４）医療的ケア児等の支給決定者数の推移

令和元年度の医療的ケア児の支給決定者数は、医療技術の進歩等を背景とした医療的ケア児の増加や受入事業所の増加に伴い、平成 27 年度の 21 人から 30 人と増加しています。

令和元年度の重症心身障がい児の支給決定者数は、平成 27 年度の 40 人から 37 人とほぼ横ばいとなっています。

＜医療的ケア※¹児支給決定者数（各年度 3 月末）＞

（単位：人）

	H27	R1
支給決定者数	21	30
居宅介護	7	7
短期入所	14	14
日中一時支援	10	4
児童発達支援	6	9
医療型児童発達支援	0	1
放課後等デイサービス	15	18
保育所等訪問支援	2	5

＜R1 支給決定者（30 人）の年齢構成＞

（単位：人）

～3 歳	4～6 歳	7～9 歳	10～12 歳	13～15 歳	16～18 歳
7	4	6	3	5	5

＜重症心身障がい児※²支給決定者数（各年度 3 月末）＞

（単位：人）

	H27	R1
支給決定者数	40	37
居宅介護	3	4
短期入所	9	21
日中一時支援	19	7
児童発達支援	9	7
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	29	27
保育所等訪問支援	7	2

＜R1 支給決定者（37 人）の年齢構成＞

（単位：人）

～3 歳	4～6 歳	7～9 歳	10～12 歳	13～15 歳	16～18 歳
5	1	9	3	9	10

※1 医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、経管栄養、吸引、導尿、在宅酸素療法、中心静脈栄養

※2 重症心身障がい児：重度の知的障がい(A 1 程度)と重度の肢体不自由が重複する児童

5 障がいのある児童・生徒の状況

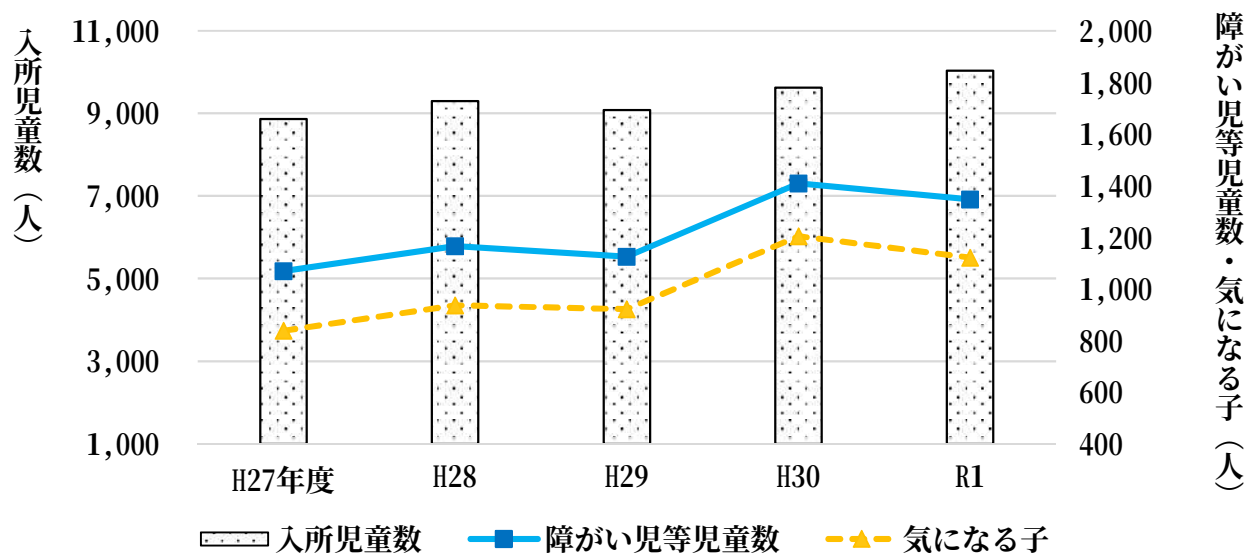
(1) 保育園の入所状況

入所児童（認定こども園を含む）の約1割が、障がい児や発達障がい児、気になる子です。これらの子どもの割合は増加傾向にあります。

＜保育園に入所している障がい児等児童数（各年度4月1日）＞ （単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R1
入所児童数（①）	8,865	9,294	9,083	9,624	10,036
障がい児等児童数（②）	1,069	1,166	1,125	1,409	1,347
障がい児保育対象児童※1	62	60	67	63	56
ふれあい保育対象児童※2	169	170	136	142	170
医療的ケア児	1	0	1	2	3
重症心身障がい児	0	0	1	0	0
気になる子※3	838	936	922	1,204	1,121
入所児童に対する 障がい児等児童の割合（②/①）（％）	12.1	12.5	12.4	14.6	13.4

＜保育園に入所している障がい児等児童数の推移＞



※1 障がい児保育対象児童：特別児童扶養手当支給対象児童

※2 ふれあい保育対象児童：障がい児保育の対象とはならないが、中程度の障がいを有する児童で、福井県子ども療育センター等の専門機関が認めた児童。又は療育手帳A1～B1 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている児童。又は福井市特定教育・保育施設発達相談会で該当すると判定を受けた児童

※3 気になる子：発達障がいや知的障がいなどの疑いまたは環境や育て方に問題があると思われる児童で、特別な配慮が必要であると保育士等が判断する児童広汎性発達障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいや精神遅滞・言語発達遅滞などが疑われる児童をいう。

（２）放課後児童健全育成事業の利用状況

放課後児童健全育成事業^{※１}（放課後児童会・児童クラブ）の障がいがある子どもを預かっている事業所数は増加しており、障がい児登録数も増加傾向にあります。

＜放課後児童健全育成事業登録児童数（各年度５月１日）＞

	H27	H28	H29	H30	R1
事業所総数（カ所）	66	68	74	78	82
障がい児を預かっている事業所数	36	37	42	45	58
登録児童数（①）（人）	2,708	2,952	3,065	3,252	3,340
障がい児登録児童数 ^{※２} （②）	52	66	69	86	107
登録割合（②/①）（％）	1.9	2.2	2.3	2.6	3.2

（３）特別支援学校の就学状況

＜特別支援学校児童・生徒数^{※３}（各年度５月１日）＞（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R1
視覚障がい	10	8	9	10	10
聴覚障がい	13	12	11	15	16
知的障がい	205	193	203	218	223
その他（肢体不自由・病弱他）	78	75	83	74	82
合計	306	288	306	317	331

（出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」）

（４）特別支援学級の設置及び就学状況

特別支援学級の設置数及び児童生徒数は、小学校、中学校とも増加傾向にあります。

＜特別支援学級設置及び児童生徒数（各年度５月１日）＞（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	学級数	57	62	69	78	84
	児童数	186	214	234	291	314
中学校	学級数	27	30	33	33	38
	生徒数	93	105	98	109	128
合計	学級数	84	92	102	111	122
	児童生徒数	279	319	332	400	442

※１ 放課後児童健全育成事業：児童館や学校の余裕教室、児童館以外の場所等で、留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供

※２ 障がい児登録児童数：放課後児童会、児童クラブの入会時に、医療機関等からの診断書等の書類を提出している児童の数

※３ 特別支援学校児童・生徒数：本市に住所を有し、県内 12 校の特別支援学校（幼稚部から高等部、専攻科）に在籍する、障がいのある子どもの数

6 障がい者施策等の現状と課題

(1) 法制度の改正・施行

本市の前基本計画策定以降に改正・施行された障がい者施策に関する法制度を整理します。

①障害者差別解消法の施行

国・地方公共団体等や民間事業者に対して、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになり平成 28 年 4 月に施行されました。

②成年後見制度利用促進法の施行

認知症、知的障害その他の精神上の障害のため財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えるため、平成 28 年 5 月に施行され、これにより利用促進委員会等の設置や利用促進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されることになりました。

③発達障害者支援法の一部改正・施行

乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、就労機会確保に加え就労定着支援、家族等への支援、地域の支援体制の構築などの支援策が強化され平成 28 年 8 月に施行されました。

④障害者雇用促進法の改正・施行

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いが禁止されるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がいを加える等の措置を講ずることとなり平成 30 年 4 月に施行されました。

⑤障害者総合支援法及び児童福祉法の改正・施行

障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、児童発達支援、医療的ケアなどの障がい児支援の拡充を図ることを目的として平成 30 年 4 月に施行されました。

⑥その他関連法の改正・施行

平成 30 年 6 月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等が規定されました。

また、同年 11 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化する理念が改めて規定されました。また、令和 2 年 5 月には、「心のバリアフリー」を推進するソフト面の強化などの改正が実施され、6 月に一部施行されています。

そして、令和元年 6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法

律（読書バリアフリー法）」が施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害者の読書環境の整備について基本的な事項が定められました。

（２）障がい者、市民、事業所アンケート結果

障がいのある人、市民、事業所を対象に、実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定の基礎資料とするためアンケートを実施しました。その中で、特に重視すべき事項を課題としてまとめました。

① 発達障がい児者支援の更なる充実

障がい者のうち発達障がいと診断を受けている方へのアンケート結果では、困ったことがあったら誰に、またはどこに相談しているかについて、「家族・親戚」に次いで「保育所・幼稚園・学校」と回答しています。発達障がいを早期に発見し、療育につなげることが大切であり、普段から、子どもや保護者と関わる機会の多い保育士や教員には、良き相談者及び支援者としての役割が求められています。また、就労にあたり必要な配慮について、「障がいに対する周囲の理解があること」と回答した割合が最も高く、次いで「就労を継続するための支援体制が充実していること」となっており、発達障がいのある人が就労上の課題に対応できる柔軟な雇用環境づくり、就労定着を支援していく必要があります。そのためにも、高等教育期以降の関係機関の連携が重要課題です。

さらに、発達障がい者が現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「自分の老後」「親・家族の老後」「緊急対応（自分や家族の急病のこと）」の回答の割合が高くなっています。成人期では、家族の高齢化とともに、サポート力が低下することから、成人期においても途切れのない支援体制が必要です。

平成 28 年に発達障害者支援法が改正され、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が強化されました。発達障がいに特化した発達専門の相談体制及び人材育成、周知啓発、関係機関のネットワークづくりについてさらに充実させる必要があります。

② 雇用・就労の促進

障がい者アンケート結果からは、就労するために必要な配慮としては、約 5 割が「障がいに対する周囲の理解があること」と回答しています。次に「仕事に選択肢があること」「障がいのある方に配慮した設備が整っていること」の割合が高くなっています。また、他の障がいに比べ、知的障がいの方は「就労を継続するための支援体制が充実していること」の割合が高くなっています。

雇用・就労が進んでも、継続しづらいことがうかがえ、障がい者雇用に対する事業主の理解を促進するとともに、企業ニーズを踏まえた就労支援・指導ができる体制を充実させ、障がいのある人の働く意欲と能力に応える多様で柔軟な雇用環境をつくり、就労定着を支援していく必要があります。

③ 災害時の支援体制づくり

障がい者アンケート結果では、災害時に一人で避難できるかの問に、「避難できない」「わからない」との回答が約 6 割、特に知的障がい者の割合が高くなっています。近所の援助について、「いない」「わからない」の割合が約 7 割と高くなっています。

災害発生時に何がしてほしいとの問には、約 4 割が「避難場所で障がいに応じた支援をしてほしい」と回答しています。

また、市民アンケートの結果では、障がいのある人への支援について、これまでしたことがある支援、これからできる支援の両方で最も高い割合は「見守りや声かけ」で、これからできる支援の中では、「道路を横断する手助け」「荷物を代わりに持つ」「階段の昇り降りの手助け」の割合が高く、身近でできることから支援をしたいと考えている方が多くなっています。

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進める必要があります。

有事の際、助けてくれる人がいない、避難できないと感じている障がい者が多く、援護する方の高齢化もあり、障がい者の災害時の支援体制の強化が課題です。また、避難場所では障がい者に配慮した支援も確立する必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止、新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス禍の中で生じてきた、障がい者に対する新たな課題に対応する必要があります。

① ICTの活用による新しい生活様式への対応及び生産性向上

オンライン診断、面会など、リモートでの連絡環境構築をはじめとする接触機会や移動負担の軽減策など、障がい福祉分野における ICT の活用について、新型コロナウイルス感染拡大防止に加え、利用者の利便性向上、事業所の生産性向上を図る観点も重要と考えられます。

②災害時の支援体制づくり（再掲）

上記 (2) ③ の課題と同様、障がい者へ配慮した支援を確立する必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法第1条には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしています。

本市では、障がいのある人もない人も同じように、教育を受け、生活し、就労や活動とともにする社会が普通の社会である「インクルーシブ社会」の概念のもと、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持ってともに社会の一員として、身近な地域で生活を支えあうことができる共生社会の実現を目指してきました。本計画では、これまでの考え方や方向性を継承しつつ、発展性ある計画となるよう、引き続き基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も互いを認め合い ともに生きる社会の実現

2 施策の方向

本計画では、基本理念と同様に、前計画の施策の方向を継承し、近年の国における法整備の動向やアンケート調査等を基に本市の障がいのある人の現状を踏まえ、共生社会の実現に向けた更なる取り組みを進めるものとします。

計画期間における施策の方向として、①一人ひとりに応じた切れ目のない支援、②毎日の暮らしを充実させるための支援、③安心して生活できるまちづくりの3点を掲げます。

(1) 一人ひとりに応じた切れ目のない支援

障がいのある人が住み慣れた地域で継続して生活していくために、一人ひとりの状況やニーズに応じた一貫した支援が受けられる体制の整備に取り組みます。

特に障がいのある人の自己選択・自己決定に基づき、地域において障がいの特性や状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、保健・医療・教育等の関係機関と連携を強化し、相談支援の体制整備やきめ細かな障害福祉サービスの提供を充実します。

平成28年度に一部改正施行された発達障がい児者への支援については、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が強化され、就労の定着支援や家族への支援、地域の支援体制の構築など、更なる充実に取り組みます。

個別施策1	相談支援体制の充実
個別施策2	障害福祉サービスの充実
個別施策3	保健・医療サービスの充実
個別施策4	発達障がい児者支援の充実

（２）毎日の暮らしを充実させるための支援

障がいのある人一人ひとりがそれぞれの能力や特性を活かしながら、市民の一人として住み慣れた地域で主体的に生活できるよう、学ぶことや社会的な活動が実現できる体制づくりを進めるとともに、自立に向けた就労への支援の充実に取り組みます。

特に、雇用・就労の促進については、雇用主の理解促進や、就労の定着などを特に重視して進める必要があります。

個別施策１	雇用・就労の促進
個別施策２	日中活動の充実
個別施策３	社会参加の促進

（３）安心して生活できるまちづくり

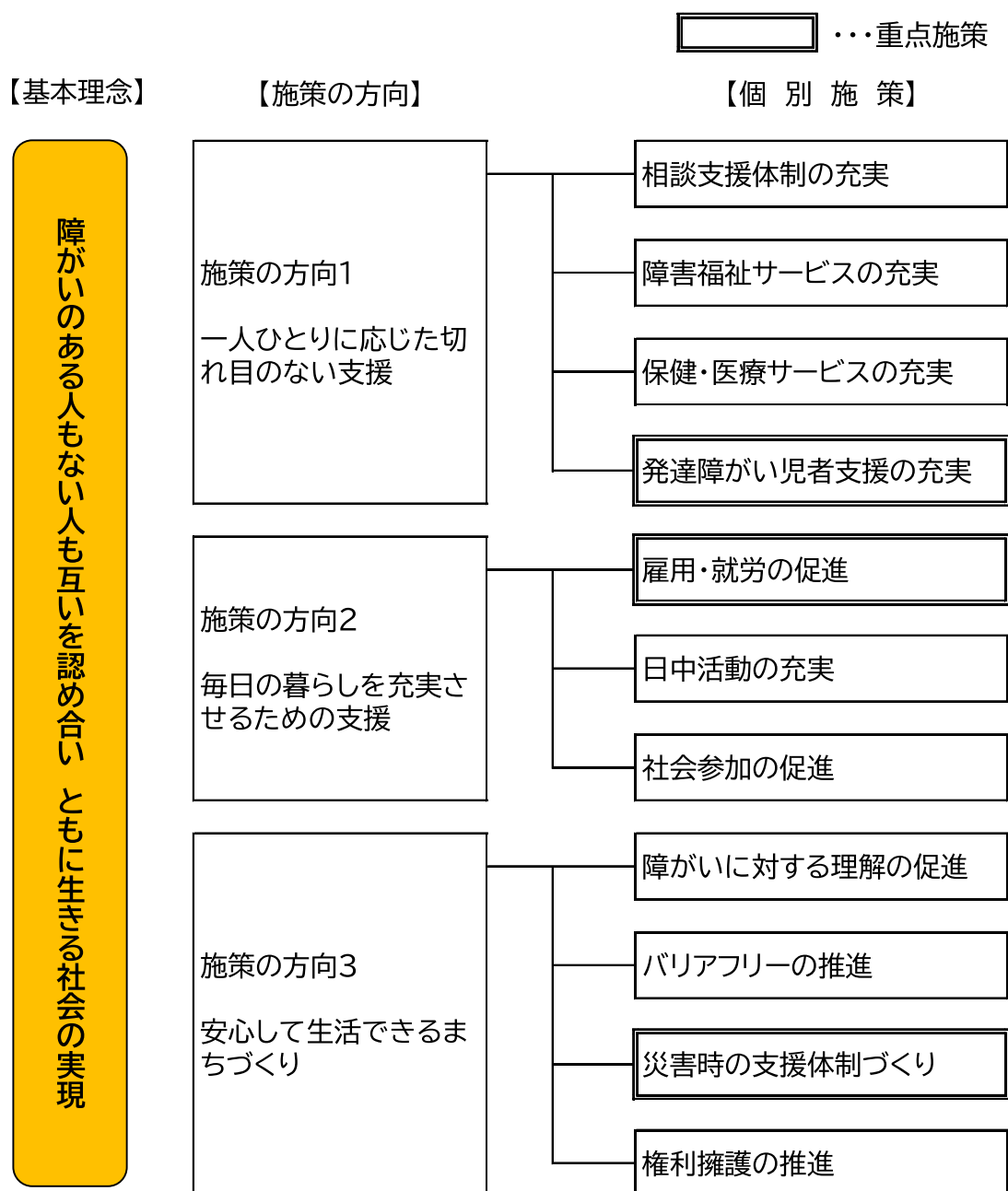
身近な地域で市民一人ひとりの権利が守られ、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、多様な障がいや障がいのある人の暮らしを理解し、ソフト・ハード両面の生活環境の整備を進めます。

また、災害時等にもお互いを理解し、地域で支え合うことのできる体制の確立についても、特に重視すべき取り組みとして進めます。

個別施策１	障がいに対する理解の促進
個別施策２	バリアフリーの推進
個別施策３	災害時の支援体制づくり
個別施策４	権利擁護の推進



3 施策体系



第4章

施策の展開

個別施策1 相談支援体制の充実

障がいのある乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するためには、本人や家族の意思を尊重し、個々の障がいや生活状況など障がいのある人一人ひとりの多様なニーズを把握し、適切な福祉サービスの提供及び調整を図る相談支援が重要です。

また、障がい児者の様々な相談に応じるため、本人や家族が気軽に相談できる身近な相談窓口の充実と、保健・医療・教育・就労など関係機関の連携が大切であり、地域における委託相談支援事業所や特定相談支援事業所が、一人ひとりの相談に応じた継続的な支援を行えるよう、基幹相談支援センターを中核とした相談機関のネットワークを強化し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

施策1 相談支援体制の強化

- ・福祉、保健、医療、教育、就労支援などの関係者、相談支援事業所、サービス事業所、当事者団体などで構成する障がい者自立支援協議会において、相談からサービス提供までの支援体制づくりの強化と関係機関相互ネットワークの充実を進めます。
- ・平成29年4月に新設した地域の身近な相談窓口である地区障がい相談支援事業所の認知度を高めるとともに、潜在的要支援者及び地域の社会資源の把握や地域の関係機関とのネットワークの構築を図ります。
- ・指定特定相談支援事業所がそれぞれの役割に応じた適切で質の高い相談支援ができるよう相談支援事業者連絡会を開催し、さらに基幹相談支援センター等を加え、当事者の困り感がより反映された課題の抽出ができる仕組みを構築し、課題解決に向けた協議を行います。

施策2 基幹相談支援センターにおける相談支援の機能強化

- ・基幹相談支援センターによる障がいのある人への総合的で専門的な相談を行い、相談支援体制を強化します。
- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援をはじめ、地域の相談機関との連携を強化します。
- ・地域移行に向けて、施設や精神科病院等への普及啓発を行い、地域移行・地域定着の体制整備のための調整機能を強化します。
- ・権利擁護や虐待を防止するための取り組みを行います。

施策3 相談支援専門員の資質向上

- ・相談支援専門員が障がい児者のニーズや特性に応じた適正なサービス等利用計画等が作成できるよう、資質向上を図るため、必要な研修会や連絡会を開催します。
- ・特定相談支援事業者において、サービス等利用計画等の作成及び定期的なモニタリングを行うために必要な相談支援専門員及び特定相談支援事業所の確保に努めます。

施策4 サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上

- ・障がい児者のニーズに合った適正なサービス提供を進めるため、相談支援専門員によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及びモニタリング（評価）の推進と計画等内容の評価、指導を行います。

施策5 地域における相談支援の充実

- ・障害者相談員と民生委員・児童委員等の相談活動に対して、適切な情報の提供や連携を図るための支援を行います。
- ・地域にある子育て支援や介護保険等の関連事業者との障害福祉サービスに関する情報提供等の連携を図り、相談支援を充実します。

施策6 市相談対応の充実

- ・各種障害福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を適切に行うとともに、障がいの特性や相談の内容により高い専門性が必要な相談に対応するため、社会福祉士や保健師などの資格を持った職員による相談対応の充実に努めます。
- ・難病患者や小児慢性特定疾病児童等、及びその家族の療養・療育上の不安解消を図るため、疾病に関する専門医師による相談会を行います。
- ・難病患者や小児慢性特定疾病児童等、及びその家族が抱える、療養・療育上の悩みや不安に対し、保健師等が相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供、関係機関との連携を図り、患者や家族の在宅療養への支援に努めます。

成果指標・目標値

困ったことがあった時、各相談支援事業所を利用する障がい者の割合

R元年度 8.6% → R8年度 20%以上

相談支援専門員のスキルアップのための研修会開催

R元年度 年3回以上 → R8年度 年4回以上



個別施策2 障害福祉サービスの充実

障がいの内容や程度、生活の状態により、サービスのニーズは様々であるため、個性を尊重した多様なサービス提供体制の整備を進めます。

障害者総合支援法が施行され、施設や病院からの地域移行・地域定着支援への取組みが推進されていることから、在宅における障害福祉サービスの充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする障がい児や難病の人が安心して生活できるよう、身近な地域における相談や福祉サービスの充実を図るとともに、必要に応じ専門的な医療やリハビリテーションが受けられる体制づくりを進めます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に加え、利用者の利便性向上、事業所の生産性向上を図るためICTを活用するなど、障がい福祉分野での新しい生活様式への対応についても検討します。

施策1 地域での居住支援の機能強化

- ・施設や病院等からの地域移行や8050問題など親亡き後の障がい者の生活を支援するため、地域生活支援拠点の5つの機能（①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）の周知を行い、相談支援や居室利用を促進します。

施策2 障がい児支援の充実

- ・障がい児に対して、身近な地域で適切な時期に適切な療育や保育等のサービスが提供できる体制を充実します。
- ・障がい児への柔軟な相談対応による早期支援や個々のニーズに即した支援など、障がいのある児や保護者などへの対応の充実に努めます。
- ・児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い質の高いサービスを提供します。

施策3 訪問系サービスの充実

- ・障がいのある人の居宅生活において、障がいの特性やニーズに対応した適切な訪問系サービスを提供します。

施策4 日中活動系サービスの充実

- ・障がいのある人に食事や入浴などの介護、身体機能や生活能力向上のための訓練、レクリエーションや生産活動の場など、適切な日中活動系サービスを提供します。

施策5 居住系サービスの充実

- ・障がいのある人が就労や日中活動を利用し地域生活を送るための居住の場であるグループホームの利用を促進するとともに、障がいの状況やニーズに応じた施設入所支援のサービスを提供します。

施策6 地域生活支援事業の充実

- ・障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に事業を実施します。

施策7 補装具等の充実

- ・障がい児者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や将来の独立自活を支援するため、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具等の給付を行います。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活支援用具の給付等を実施します。
- ・障害者手帳の対象にならない軽度・中度難聴児の学習や生活を支援するため、補聴器の購入費用の助成を継続します。

施策8 各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進

- ・障害基礎年金や各種障害手当等の制度を周知し、障害のある人の生活の安定を図るため、適切に支給します。

施策9 助成・減免制度の周知と活用促進

- ・自動車税等の減免など、障がいのある人に対する税制上の措置等を周知し、活用を促進します。

施策10 高齢の障がいのある人への支援

- ・高齢の障がい者世帯に対して、軽作業の援助や、屋根の雪下ろし費用の一部助成を行い、日常生活を支援します。

施策11 医療的ケア児への支援

- ・医療的ケア児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が情報交換を行い支援体制の推進を図るための協議を行います。

施策12 障がい福祉分野におけるICTの活用

- ・新型コロナウイルス感染防止に伴う新しい生活様式に対応するには、接触機会や移動負担を軽減する必要があります。ICTを活用し、オンラインやリモートでの相談など、平時にも活用でき、利用者の利便性向上や、事業所の生産性向上を図る取り組みについて検討します。

成果指標・目標値

児童発達支援センター設置数

R元年度 2カ所 → R8年度 3カ所

医療的ケア児支援協議会回数

R元年度 1回/年 → R8年度 1~2回/年



個別施策3 保健・医療サービスの充実

障がいの原因となりうる疾病を早期に発見し、適切な治療を行い、障がいの予防及び軽減を図るため、母子保健事業や生活習慣病予防、介護予防事業、精神保健事業を推進します。

また、障がいのある人の地域移行を推進するため、適切な保健・医療サービスを利用できるよう、関係機関と連携します。

さらに、重度障害者（児）医療、自立支援医療、小児慢性特定疾病の医療費にかかる経済的負担の軽減を継続します。

施策1 母子保健事業の推進

- ・母子保健の拠点である「妊娠・子育てサポートセンターふくっこ」において、妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。
- ・疾病の早期発見・早期支援を図るため、妊婦及び乳幼児健診の受診を勧奨します。
- ・妊娠期から子育て期において、母子保健に関する正しい知識の普及と相談の充実に努めます。

施策2 健康づくりと疾病の悪化防止の推進

- ・障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査等の実施を推進するとともに、医療機関等との連携を強化し悪化防止のための保健指導等を充実します。
- ・糖尿病等の生活習慣病の発症を予防するため、生活習慣の改善のための取組みを充実します。

施策3 精神疾患に関する支援の充実

- ・健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努めます。また、各種健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行います。
- ・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施し、精神保健に関する必要な指導を行います。
- ・保健師・社会福祉士が、精神保健に関する相談に応じ、訪問等により必要な助言指導を行います。
- ・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。

施策4 認知症対策の総合的推進

- ・幅広い世代に向けた認知症の理解普及を行い、認知症の人や家族への支援の充実と、早期発見につなげます。

施策5 医療費の助成

- ・「重度障害者（児）医療費助成」「子ども医療費助成」「母子家庭等医療費助成」などの助成を行います。
- ・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減します。（更生医療、育成医療、精神通院医療）
- ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減します。（養育医療）
- ・小児慢性特定疾病は治療が長期にわたり費用も高額になるため、医療費の自己負担分を軽減します。（小児慢性特定疾病医療費助成）
- ・長期にわたる療養を必要とする難病の医療に対し、医療費の自己負担分を軽減するための申請を受付けます。（特定医療費（指定難病）支給認定申請受付事務）

施策6 難病患者への支援体制構築

- ・難病法第32条に規定する難病対策地域協議会を設置し、難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、体制の整備について協議を行います。

成果指標・目標値

心の健康をテーマとした健康教室の開催

R元年度 3回 → R8年度 3回以上

妊娠・子育てサポートセンターふくっこ相談件数

R元年度開設 → R6年度 3,150件



妊娠・子育てサポートセンターふくっこ

個別施策4 発達障がい児者支援の充実

「発達障害者支援法」の施行、平成28年の一部改正施行を経て、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、就労機会の確保に加え就労定着支援、家族等への支援、地域の支援体制の構築など発達障がい者への支援策が強化されました。

発達障がいの支援については、就学前から学校教育、就労に至るまで、一人ひとりの状態を把握し、一貫した支援を行うことが重要であり、就学前及び就学後の発見と支援、教育環境の整備、保護者への支援、発達障がいの理解促進に取り組めます。

発達障がい児者に対する周囲の理解や関係機関の連携を強化し、幼児期から就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

施策1 早期発見・早期療育体制の充実

- ・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努めます。
- ・ことばの教室や発達相談会等を開催し、保護者への相談・助言を行うとともに、療育や医療機関との連携を図り、必要な支援を行います。
- ・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じます。
- ・児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い質の高いサービスを提供します。（再掲 p.35 障がい児支援の充実）

施策2 特性に応じた保育の充実

- ・専門的な知識・経験を持つ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センター・すみずみ子育てサポート事業所に加え、希望のある認可外保育施設にも派遣します。
- ・障がい児健全育成事業等により、障がいのある子の受け入れを促進するとともに保護者や保育士等に対する相談・助言を充実します。
- ・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援します。
- ・障がい児保育及び家庭支援に関する研究指定園で、発達が気になる子どもとその保護者を対象とした親子療育の取り組みを引き続き実施し、子どもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図ります。

施策3 学校教育における支援の推進

- ・小・中学校に対し、障害福祉サービスに関する情報提供を行い、支援体制を強化します。
- ・個別の教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援を充実します。
- ・互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入

れ、学校生活を支援します。

- ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」を小中学校に配置します。

施策4 発達障がい者の就労の促進

- ・発達障がい者の就労・職場定着を図るため、各種就労支援事業等と連携します。
- ・発達障がいについて正しく理解し、障がい特性に適切に対応できるよう、研修会などの機会を通じ、企業内での理解を促進します。
- ・雇用調整員による一般企業への就職支援や就労後の定着支援を行い、就労の促進を図ることにより、障がい者の経済的、社会的自立の支援を行います。
- ・障がい者が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する就労体験支援事業を実施します。
- ・障がい者の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野での機会の拡大を推進します。

施策5 発達障がい児者の支援体制の強化

- ・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」を市政広報やホームページ等で周知啓発します。
- ・市内各担当部署での「発達障がい児者市内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化します。
- ・発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行います。
- ・高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催します。

施策6 発達障がいの理解促進

- ・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がい者の理解促進に取り組みます。
- ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4月2日～8日）を中心に開催します。
- ・発達障がいの特性や相談窓口、支援機関に関するパンフレットを作成し、障がい理解の促進と支援策を周知します。

施策7 発達障がいに関する人材育成

- ・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施します。
- ・研修実施にあたっては、障がい児通所支援事業所指導員に加え、幼児期支援を担う保育士の参加を促し対象者を拡充し開催します。

施策8 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備

- ・放課後や長期休暇中などの安心・安全な居場所を確保し、義務教育期の支援を継続していきます。
- ・障がい児への柔軟な相談対応による早期支援や個々のニーズに即した支援など、障がいのある児や保護者などへの対応の充実に努めます。(再掲 p.35 障がい児支援の充実)
- ・令和元年度に再編した地域活動支援センターを、発達障がい児者が気軽に利用できるよう周知に努め、ピアサポートを通して社会性を養うとともに、不登校やひきこもりなどの二次障がいの防止に努めます。
- ・読書バリアフリー法の施行に伴い、発達障がい児者等への読書環境の利便性向上策について検討します。

成果指標・目標値

発達障がい児者支援の人材育成数

R元年度 12名 → R8年度 96名



障害児相談、療育の様子

個別施策1 雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用・就労を促進することは、障がいのある人が社会の中で自立した生活を送るための重要な施策であるため、障がい者雇用への理解促進や障がいの特性に応じた就労の場の開拓などを通じ、障がいのある人が働きやすい環境づくりを促進します。

障がいの内容や程度に応じた多様な就労の機会の確保と就労の継続定着を図るため、障害者就業・生活支援センター等関係機関とのネットワークを保持・強化し、就労を促進します。

障害者就労施設等からの発注促進と販路拡大への支援を継続します。

施策1 就労支援体制の整備

- ・障がい者の職業相談や支援に関わる公共職業安定所や障害者職業センター、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関で構成する自立支援協議会の就労部会において、引き続き障がい者雇用企業の参加を求め、障がい者の就労支援の連携体制を強化します。

施策2 一般就労の促進

- ・障害者就労施設からの一般就労への移行を推進するため、障害者就労施設に対し職場開拓や就労支援に関する研修会、事業所間の情報交換会を開催します。
- ・障がい者雇用の実態や企業が求める人材と就労を希望する障がい者の情報を収集し、障害者就労施設や障害者就業・生活支援センター等との情報連携や調整を行い、一般企業への就労促進と就労後の定着を支援します。
- ・雇用調整員による一般企業への就職支援や就労後の定着支援を行い、就労の促進を図ることにより、障がい者の経済的、社会的自立の支援を行います。（再掲 p.40 発達障がい者の就労の促進）
- ・障がい者が就労の適性を知る機会提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する就労体験支援事業を実施します。（再掲 p.40 発達障がい者の就労の促進）
- ・障がい者の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野の雇用機会の拡大を行います。（再掲 p.40 発達障がい者の就労の促進）
- ・就労を希望する障がい者の障がいの特性にあった就職活動を支援する就職支援セミナーを開催します。

施策3 就労関係機関との連携

- ・就業体験支援事業（県）等を活用し、一般就労への移行を促進します。
- ・就労や就労の継続を支援するため、ジョブコーチなど関係機関の各種就労支援制度を周知します。

施策4 雇用・就労に関する情報提供の充実

- ・公共職業安定所などの求人情報、雇用情報などの情報提供を充実します。
- ・求人相談や労働相談、障がい者雇用相談等の情報を相談支援事業者等に提供し、就労支援に活用します。

施策5 就労系サービスの利用促進

- ・一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間にわたり必要な訓練を行う就労移行支援事業を周知し、利用を促進します。
- ・一般就労が困難な障がい者に、福祉的な支援を受けながら働く場としての就労継続支援事業の利用を推進します。

施策6 障がい者雇用の理解促進

- ・9月の障害者雇用支援月間を中心に、各種啓発イベントを開催し、障がい者雇用について事業主をはじめ広く市民の理解を促進します。

施策7 企業への支援

- ・障がい者雇用の促進し、雇用期間の延長を図るため、国の特定就職困難者雇用開発助成金の受給後、雇用を継続した事業主へ奨励金を支給します。
- ・障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進します。

施策8 障がい者就労支援施設からの優先調達の推進

- ・障害者就労施設等で生産された商品の発注に努め、販路拡大を支援します。
- ・障害者就労施設等で作られた製品を紹介する「セルフフェア」の開催を継続し、販路拡大や工賃向上を支援します。

施策9 公的機関における障がい者の雇用促進

- ・障がいの内容に応じた業務の調整を行い、本市及び本市の関係機関における障がい者の雇用の促進と継続的な雇用に取り組みます。また、全ての職員が障がい者雇用の社会的責務を理解し、障がいのある職員が能力を十分に発揮できるよう環境づくりに努めます。

成果指標・目標値

就労している障がい者の割合

R元年度 50.9% → R8年度 60%以上

会社見学会の開催数（うち農業分野2回）

R元年度 3回 → R8年度 3回以上

就職後の定着支援者数

R元年度 27名 → R8年度 35名



個別施策2 日中活動の充実

障がいのある人が身近な地域の中で主体的に生きがいを持って生活できるよう、日中の活動や社会活動の機会を提供する地域活動支援センターなどの通所サービスを充実し、利用を促進します。

障がい児が身近な地域で他の子どもたちと関わりながら、必要な保育や教育が受けられる環境を整備し、障がい児の社会性や成長発達を最大限に伸ばし、育成する支援を促進します。

放課後・長期休業中の子どもの居場所として、地域での交流ができる学童保育についても障がい特性への配慮が受けられるよう、関係機関との連携を図り、利用を促進します。

また、精神障がい者が地域で安心して生活するために、多職種・多機関が連携し、本人のニーズに応じた包括的な支援を提供します。

施策1 地域での活動の機会の充実

- ・地域活動支援センターにおいて、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努めます。
- ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実します。

施策2 障がい児の保育・教育活動の充実

- ・障がい児が地域で保育や教育を受けることができるよう、障がいの特性に配慮したハード面・ソフト面の受入体制の整備を進めます。
- ・令和3年4月に改正バリアフリー法が施行し、公立学校についても移動円滑化基準への適合が義務化されることから、小中学校に必要な施設改修等を行います。
- ・障がい児の小中学校、特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう、相談会を実施します。

施策3 障がい児の日中活動の充実

- ・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実します。
- ・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、職員に対する啓発を行うほか、関係機関との連携を強化します。

施策4 地域活動の情報提供

- ・日中活動サービスの普及啓発を図るため、地域活動支援センターなどの情報を発信します。

施策5 精神障がい者の退院後支援

- ・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行います。

個別施策3 社会参加の促進

障がいのある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した生活を送ることができるよう支援します。

スポーツ等の活動は、人生をより充実させ、人と人をつなぐ交流の機会として、障がいのある人の自立と社会参加の促進にも大きな役割を果たすことから、今後関係機関と一体となり障がい者スポーツ等の普及、推進に取り組みます。

障がいのある人が地域で生活するため、地域住民との交流や地域活動への参加を支援するとともに、市民のボランティア活動を推進します。

社会参加をするにあたって、外出や移動に必要な支援を今後も継続して実施します。

施策1 障がい者スポーツの普及・推進

- ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組みます。
- ・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催します。
- ・障がいの有無に関わらず、ライフステージに応じて楽しみながら運動・スポーツに参加し、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくります。

施策2 文化・芸術活動への支援

- ・障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、参加や交流の機会の充実を図ります。
- ・障がいのある人を含めた多様な立場の市民を対象とする文化・芸術事業に対し、支援を行います。

施策3 地域活動参加の推進

- ・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。

施策4 情報提供の充実

- ・障がいのある人が気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を収集し、提供します。

施策5 障がい者に関わるボランティアの育成

- ・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員の養成講座数を増やし、手話奉仕員を確保します。
- ・要約筆記者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進します。

施策6 市民のボランティア活動の推進

- ・障がいのある人を支援する市民ボランティアが活躍できるよう、ボランティア活動の情報発信や講座等を開催します。
- ・公民館において社会貢献・ボランティア活動を促進するための講座を開催します。

施策7 障がい者団体等への支援

- ・障がいのある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、自らの可能性を最大限に伸ばすとともに、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、当事者自身の活動を支援します。
- ・親の会などが開催する講演会や研修会など多様な活動への支援を行います。

施策8 外出支援の充実

- ・社会参加等の活動を促進するため、福祉タクシー利用助成を継続し、外出を支援します。
- ・障がい児者の外出時に必要となる支援を行い、余暇活動や社会参加の充実を図ります。

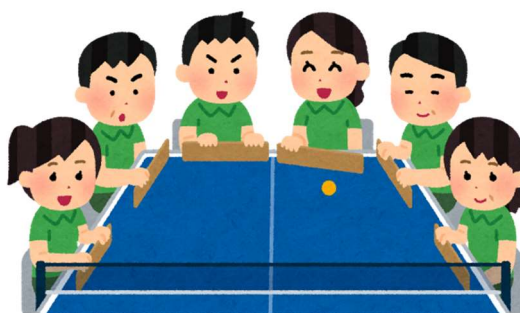
成果指標・目標値

スポーツイベント開催数

R元年度 1回 → R8年度 1回以上

市主催の研修会や講座への手話通訳士等派遣回数

R元年度 48回 → R8年度 60回以上



個別施策1 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が地域で生活する上で、地域住民が障がいについて正しく理解し、互いに支え助け合うことが大切です。障がいに対する理解を促進することで、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう取り組みます。

施策1 障がい等の理解の促進

- ・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進します。
- ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進します。
- ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進します。
- ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。
- ・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。(再掲 p.37 精神疾患に関する支援の充実)

施策2 障害福祉施設と地域住民との交流促進

- ・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、広く市民に周知啓発します。

施策3 福祉教育の推進

- ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進します。
- ・小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学习と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施します。

施策4 行政窓口における障がいへの配慮

- ・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組みます。

成果指標・目標値

障がいのある方と交流した経験のある市民の割合

R元年度 67.0% → R8年度 80%以上

心のバリアフリー教室開催数

R元年度 5校 → R8年度 5校以上

合理的配慮についての職員研修回数

R元年度 2回 → R8年度 2回以上



個別施策2 バリアフリーの推進

障がい者や高齢者等の移動にかかる利便性と安全性の向上のために、公共交通機関や道路、施設などにおいてバリアフリー化を進めることが必要です。

さらに、障がいのある人が地域の中で主体的に生活していくためには、必要な情報を必要なときに入手できる環境を整備することが必要であり、手話通訳の派遣や声の広報の発行、読書環境の整備など、情報のバリアフリー化を推進します。

施策1 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設バリアフリー連絡調整会議を開催し、バリアフリー化に関する課題について情報共有し、庁内の連絡調整体制強化を図ります。
- ・利用者が多い公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリー調査を行い、バリアフリー化の推進に取り組みます。
- ・利用者が多い公共施設について、計画的なバリアフリー化を推進します。
- ・令和3年4月に改正バリアフリー法が施行し、公立学校についても移動円滑化基準への適合が義務化されることから、小中学校に必要な施設改修等を行います。（再掲 p.44 障がい児の保育・教育活動の充実）

施策2 住宅のバリアフリー化の推進

- ・屋内の移動に支障がある重度の障がいのある人が暮らしやすい住宅の改造費用の一部を助成します。
- ・障がいのある要介護状態の高齢者等が居住する住宅を整備する費用の一部を助成します。
- ・市営住宅は計画的にエレベーターを設置するとともに、浴室やトイレの手すり設置、床の段差解消など障がい者や高齢者に配慮した仕様で整備を進めます。

施策3 歩行空間の整備

- ・歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進します。

施策4 交通事業者への支援

- ・障がい者や高齢者の乗降時の円滑化や安全の向上を図るため、ノンステップバスの導入を支援します。

施策5 福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導

- ・不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、バリアフリー法や福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行います。
- ・利用者の一層の利便性を図るため、福井県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準適合証や整備基準遵守率等のバリアフリー状況を表す表示証を交付します。

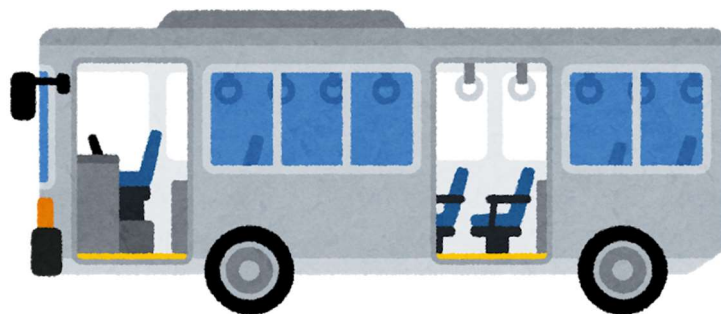
施策6 情報バリアフリーの推進

- ・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供します。また、「声の市政だより」を発行するとともに、音声読み上げ機能を持つアプリ「カタログポケット」での配信を行います。
- ・アクセシビリティに配慮し、ホームページの充実を図ります。
- ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組みます。
- ・手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援します。
- ・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用します。
- ・読書バリアフリー法の施行に伴い、視覚障害者等への読書環境の利便性向上策について検討します。（再掲 p. 41 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備）

成果指標・目標値

市有施設のバリアフリー整備率

障がい者対応トイレ	R元年度	75%	→	R8年度	80%以上
障がい者用駐車場	R元年度	54%	→	R8年度	60%以上



個別施策3 災害時の支援体制づくり

障がいのある人が安心して暮らすには、地域全体で障がいのある人を支援する体制づくりが必要です。

災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者について平常時から地域で情報を共有し、災害時の迅速な避難を確保する支援体制を整備します。

また、緊急時や災害時の情報提供手段である緊急通報システムなどの周知により、緊急時に迅速に情報提供します。

施策1 避難行動要支援者名簿の作成・活用

- ・要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難なため、迅速な避難を図るための支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、避難の支援に活用します。
- ・災害時に自力避難が困難な障がい者などの避難に関し、名簿情報に基づいた具体的な避難方法等の個別計画を策定し、災害時の避難行動を支援します。

施策2 地域での支援体制づくり

- ・障がい者等への災害時の支援体制を整え、被害を軽減させるため、自主防災組織の設置、地区自主防災組織連絡協議会が行う防災訓練や啓発事業などの防災活動及び防災資機材の購入に関する補助を行います。
- ・地域ぐるみで障がい者の安全を図るため、災害時に特に支援が必要な要援護者を日ごろから把握できるよう、民生委員児童委員による訪問活動を支援します。
- ・障害福祉サービス事業者が作成した、災害発生時の在宅での避難行動要支援者に対する安否確認台帳を活用した防災訓練を実施します。
- ・障害福祉サービス事業所において、非常災害時に利用者の障がい種別や程度、医療的ケアの必要性、その他特に配慮すべき事項等を踏まえた計画の作成及び地域住民との防災訓練の実施を推進します。
- ・外見からは障がいのあることがわかりにくい方が、周囲に支援が必要であることを伝えるための障がい者用防災スカーフの周知と普及を図ります。
- ・災害時や緊急時に加え、日常においても必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの周知と普及を図ります。
- ・人工呼吸器装着などの医療ニーズの高い在宅の難病・小児慢性特定疾病患者について、災害時の安全が確保され、適切に避難できるよう、患者・家族の同意を得た上で、災害時個別対応マニュアルを作成します。
- ・県や関係団体等と連携し、災害等の発生時に人員不足となった事業所等に対しての応援体制等について支援します。

施策3 防災訓練の充実

- ・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に地域の住民を中心とした避難行動要支援者支援の訓練を取り入れ、支援体制の向上に重点を置いた訓練など、防災訓練の充実に取り組みます。
- ・福祉避難所と共同での防災訓練を実施します。

施策4 避難所等における支援体制の確立

- ・避難所における障がい者用トイレ（簡易トイレ）の設置や段差解消等の整備を進めます。
- ・福祉的・医療的サービスの必要な障がい者について、関係機関と連携して必要な支援を行います。
- ・障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備を推進します。
- ・福祉避難所の指定事業所の増加に努めます。
- ・自主防災組織が作成する避難所運営マニュアルの中に、障がい特性に応じた障がい者への配慮事項等を記載するよう働きかけます。

施策5 緊急時の情報手段の利用、登録促進

- ・「緊急通報システムNet119」への登録及び利用を促進します。
- ・重度の身体障がい者及びひとり暮らし高齢者登録者で健康上不安のある高齢者に緊急通報装置等を貸与します。また、24時間見守りが必要な方には生活反応センサーの貸し出しも行います。

施策6 防災意識の向上

- ・障がいのある人や家族に対する防災知識の普及や避難場所、避難方法の周知啓発をします。

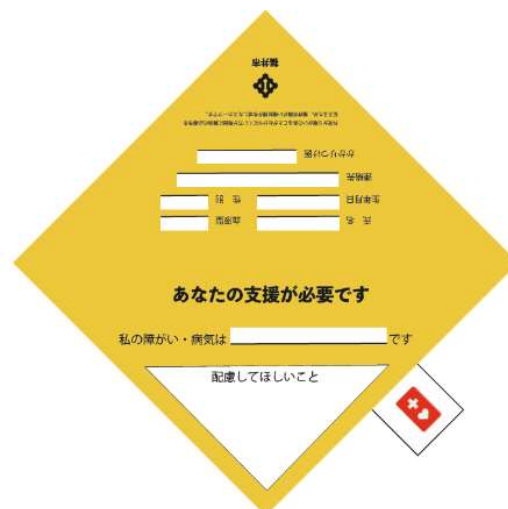
成果指標・目標値

災害時に一人で避難ができない、わからないと感じている障がい者の割合

R元年度 59.2% → R8年度 50%以下

障がい者用防災スカーフの配布数

R元年度 419 枚 → R8 年度 600 枚以上



障がい者用防災スカーフ

個別施策4 権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」の施行により、障がいのある人への虐待行為の発見者に対して通報が義務づけられ、市町村は虐待の防止、虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援を行うこととされました。

本市では、「障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会」において、関係機関との連携とネットワークの強化を図り、障がい者虐待の早期発見・防止、成年後見制度の利用促進等、権利擁護体制を充実します。

また、「障害者差別解消法」の施行により、地方公共団体は、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や過重な負担とならない範囲での合理的配慮の提供が義務づけられ、本市では障がいを理由とする差別を受けた場合の相談窓口を設置しました。

さらに、「障がい者差別解消地域協議会」において、地域における障がい者差別に関する相談等についての課題や情報を共有し、差別解消に向けた取組や効果的な周知方法など協議し、障がい者の日常生活や社会生活を制限する障壁の除去に努めます。

施策1 権利擁護に関する理解促進

- ・障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する理解促進と普及啓発のための研修会を開催します。また、市民に対し障がいを理由とする差別の解消のための啓発を行います。

施策2 成年後見制度の利用支援

- ・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。

施策3 市民後見の推進

- ・成年後見制度の利用の実情に応じた市民後見人の育成や、市民後見人の活用を含めた法人後見の体制について検討します。
- ・ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョンに基づき、広域連携による成年後見制度利用促進にかかる中核機関の設置を目指します。

施策4 日常生活自立支援事業

- ・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進します。

施策5 虐待の防止

- ・ 障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。
- ・ 障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会と関係機関との連携を充実します。
- ・ 障がい者虐待防止センターとして、プライバシーの配慮に併せて相談しやすい窓口にする他、虐待の通報・届出に迅速かつ適切に対応します。
- ・ 市が作成した障がい者虐待対応の手引きの周知を行います。
- ・ 本市条例等における市独自基準として、市内の事業所に虐待防止に係る研修の機会の確保を義務づけし、周知・徹底を図ります。

施策6 消費者トラブルなどの被害防止

- ・ 高齢者や障がい者をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害に遭わないよう、公民館や地域の集会場へ出向き、注意喚起・啓発を行います。

施策7 市事務事業における合理的配慮の提供

- ・ 障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努めます。

成果指標・目標値

社会において障がいを理由とした差別があると思う市民の割合

R元年度 88.0% → R8年度 50%以下

成年後見制度利用促進にかかる広域連携中核機関の設置

令和4年度までに





第5章

サービスの見込量、方向性の設定

- ・第6期福井市障がい福祉計画
- ・第2期福井市障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

この計画は、国の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に基づき、地域の特性にあったサービス提供体制を整備していくための成果目標及び障害福祉サービス等の適正な量を確保するための方策を定め、質の高いサービスの利用者への提供に努めます。

（１）本計画に定める事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の事業内容及び各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方並びに量の見込み及び見込量の確保のための方策

（２）成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上を進めるため、国の基本指針を踏まえ、令和５年度を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本方針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標について、少なくとも年に１回はその進捗状況を分析・評価したうえで必要な対応を行うこととされています。

活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価することとされています。

2 成果目標について

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
目標① 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の 6%以上	
目標② 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数の 1.6%以上削減	
本市の目標	
目標① 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の 5.8%	
目標② 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数の 1.6%削減	
項 目	数 値
令和元年度末の施設入所者数	340 人
目標① 令和 2 年度から令和 5 年度末までの地域生活移行者数	20 人
目標② 令和 5 年度末の施設入所者数	335 人
目標設定の考え方	
◇事業所等アンケート調査によると、令和 2 年度から令和 5 年度末までの地域生活移行者数は 2 人となっていますが、地域生活支援拠点の機能の一つである体験の機会の提供や病院に対する障害福祉サービス制度の周知による精神科病院からの地域移行者数も見込み、国の指針に近い 5.8%、20 人を目標とします。 ◇施設入所者数については、国の指針である 1.6%削減の 335 人を目標としていますが、本人の高齢化、障がいの重度化により入所支援を必要としている方もいます。このような方には、サービスが提供できるように、また自立が可能で希望される方には、地域生活が送れるよう支援していきます。	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
目標① 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（H30 年時点の上位 10%の都道府県の水準） 目標② 精神病床の 1 年以上入院患者数：10.6 万人～12.3 万人に（H30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減） 目標③ 退院率：3 カ月後 69%以上、6 カ月後 86%以上、1 年後 92%以上（H30 年度時点の上位 10%の都道府県の水準）
本市の考え方
◇上記目標に関する成果目標は、県が設定するため、本市の目標は設定しないものの、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備をはじめ、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図るため、令和 2 年度に設置した保健・医療・福祉等関係者による協議の場において、情報共有や効果的な取り組み等について協議します。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針	
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する	
本市の目標	
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する	
項 目	数 値
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ運用状況の検証及び検討	1 回以上
目標設定の考え方	
◇第 5 期計画において、障がいのある人の高齢化や親なき後の支援及び施設や病院等からの地域移行を進めるため、地域で安心して生活するための支援を行う地域生活支援拠点を、基幹相談支援センターに併設し、相談から支援まで迅速な対応ができる拠点を確保しました。委託法人等との協議や拠点利用者から聞き取りを行い、年 1 回以上運用状況を検証します。 ◇地域生活支援拠点ガイドラインを用いて相談支援専門員への周知に努め、地域生活支援拠点の利用促進を図ります。	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
目標① 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍 うち移行支援事業：1.30 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型 1.23 倍 目標② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用 目標③ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上	
本市の目標	
目標① 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.1 倍 目標② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、3 割の利用 目標③ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割	
項 目	数 値
令和元年度の一般就労移行実績	58 人
目標① 令和 5 年度末における一般就労移行者数	63 人
目標② 令和 5 年度における、就労移行支援事業等を通じて 一般就労する移行者の、就労定着支援事業利用率	3 割
目標③ 就労定着支援事業所の就労定着率が 8 割以上の事業所	7 割
目標設定の考え方	
◇事業所等アンケート調査による令和 5 年度の一般就労移行者見込数 29 人に加え、会社見学会や就労体験を活用した雇用調整員による一人ひとりに合った就労支援に努め、特に、農業関連企業への訪問を積極的に取り入れることで、全体で令和元年度の 1.1 倍、63 人を数値目標とします。	
◇就労定着支援事業については、事業所等アンケート調査の結果、サービスが創設された平成 30 年度からの 2 年間の事業利用者数は 22 人、平成 29 年度からの 3 年間の一般就労移行者数が 106 人であることから、事業利用率は約 2 割でした。また、事業利用者 22 人のうち、令和元年度末時点の就労定着者数は 14 名で、定着率は約 6 割でした。	
◇自立支援協議会（就労支援部会）において、就労定着における課題等を協議し、事業の支援内容の充実に努め、就労系事業利用者へ事業の周知を図ることで、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者を 3 割、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを数値目標とします。	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
目標① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 目標② 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県・圏域・市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	
本市の目標	
目標① 児童発達支援センターを3カ所設置 目標② 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の検討	
項 目	数 値
目標① 令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	3カ所
目標② 医療的ケア児支援のための関係機関との協議会の開催及び医療的ケア児等に関するコーディネーター配置の検討	2回/年
目標設定の考え方	
◇児童発達支援センターの設置数は、既に2カ所ありますが、国が示す「人口10万人規模に1カ所」となるよう、さらに1カ所の開設を目指します。 ◇児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い質の高いサービスを提供します。 ◇医療的ケア児支援の協議の場において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連絡調整、情報共有等を行います。また、医療的ケア児が適切な支援を受けながら地域において安心した生活を営むことができるようコーディネーターの配置に努めます。	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
目標 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	
本市の目標	
目標 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	
項 目	数 値
目標① 市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う	27 事業所/年
目標② 相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する	4 回/年
目標③ 相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する	1 回/年（各地区毎）
目標設定の考え方	
◇近年、相談員が対応するケースは複雑なものが多く、相談対応が長期化する事案が見受けられるため、基幹相談支援センターが市内全ての相談支援事業所を訪問し、専門的な指導・助言を行います。 ◇基幹相談支援センターが、相談支援事業所の研修回数を増やし、相談支援専門員のスキルアップに取り組めます。 ◇相談支援事業所同士の連携を図るため、市内4地区毎に年1回、連絡会を開催します。	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	
目標 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	
本市の目標	
目標 サービスの質の向上を図るための体制構築	
項 目	数 値
目標 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	4 名以上/年
目標設定の考え方	
◇市職員が各種研修を活用し、障害者総合支援法の理解を深めるとともに、事業所の請求の過誤の軽減や適正な運営を行うためのスキルアップに努めます。	

3 活動指標について

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる介護を行う。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出時の移動の支援を行う。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常時介護を要する人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援などを行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの福祉サービスを包括的に提供する。

② サービス種別ごとの必要見込量 (単位：利用者数 人/月、利用時間 時間/月)

項 目		R3	R4	R5
居宅介護	利用者数	400	440	480
	利用時間	6,400	6,800	7,200
重度訪問介護	利用者数	13	15	17
	利用時間	5,000	5,700	6,400
同行援護	利用者数	50	53	56
	利用時間	750	850	950
行動援護	利用者数	4	4	4
	利用時間	14	14	14

③ 見込みの考え方、確保のための方策

見込みの考え方
◇居宅介護など訪問系サービスについては、第5期計画期間中の状況として、障がい者本人の重度化、家族の高齢化による支援力の低下等により利用者数・利用時間ともに増加傾向にあります。これらの状況を踏まえると、第6期計画期間中も、利用者は増加していくものと予測され、それにつれて、利用時間も増加していくものと見込みました。
確保のための方策
◇個別相談支援を通して利用者の状態やニーズを把握し、必要なサービスの提供量を確保します。
◇ホームヘルパーに対する講座・講習等の受講を促進し、サービスの質の向上に努めます。

④ 第5期計画期間中の実績

(単位：利用者数 人/月、利用時間 時間/月)

項 目		H30		R1		R2 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	利用者数	290	300	305	335	320	368
	利用時間	5,300	5,414	5,600	5,751	5,900	6,074
重度訪問介護	利用者数	8	9	8	10	9	12
	利用時間	2,900	3,238	3,000	3,885	3,200	4,398
同行援護	利用者数	39	40	40	44	42	47
	利用時間	540	581	560	627	580	694
行動援護	利用者数	2	3	3	3	4	4
	利用時間	20	14	25	14	30	14

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護が必要とする人に、施設において、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	企業で働くことを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型…雇用型・B型…非雇用型)	企業で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う。
就労定着支援	企業等に新たに雇用された人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整などを行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間の宿泊を伴う入所施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行う。

② サービス種別ごとの必要見込量

(単位：利用者数 人/月、利用日数 人日/月)

項 目		R3	R4	R5
生活介護	利用者数	750	765	780
	利用日数	14,200	14,300	14,400
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	3	3	3
	利用日数	30	30	30
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	60	60	60
	利用日数	1,000	1,000	1,000
就労移行 支援	利用者数	60	60	60
	利用日数	1,000	1,000	1,000
就労継続 支援 (A型)	利用者数	430	430	430
	利用日数	8,600	8,600	8,600
就労継続 支援 (B型)	利用者数	850	900	950
	利用日数	12,800	13,500	14,200
就労定着支援	利用者数	26	28	30
療養介護	利用者数	33	33	33
短期入所	利用者数	170	190	210
	利用日数	1,300	1,600	1,900

③ 見込みの考え方・確保のための方策

見込みの考え方
◇就労移行支援は、就労継続支援事業への利用者が増加していることから、第5期計画期間中では減少傾向ですが、一般就労促進のため現状維持と予測しました。 ◇就労継続支援A型は、第5期計画期間中は大幅な変化がみられないことから、利用希望者の掘り起こしが一定程度進んだと考えられ現状維持と予測しました。 ◇就労継続支援B型は、近年の傾向から、利用者の増加を見込みました。 ◇就労定着支援は、利用促進の取組により、利用者が増加すると見込みました。
確保のための方策
◇就労継続支援は、比較的順調に事業所の整備が進んでいますが、就労移行支援及び就労定着支援は、障がい者自立支援協議会において、事業所の抱える課題等について協議することで現状の把握に努め、利用促進と整備促進に努めます。

④ 第5期計画期間中の実績

(単位：利用者数・・・人/月、利用日数・・・人日/月)

項 目		H30		R1		R2 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	利用者数	700	701	710	721	720	735
	利用日数	14,000	13,739	14,200	13,949	14,400	14,075
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2	3	3	3	3	3
	利用日数	30	21	40	28	50	30
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	79	64	82	57	84	60
	利用日数	1,380	1,211	1,480	992	1,500	1,000
就労移行 支援	利用者数	70	74	75	63	78	63
	利用日数	1,300	1,288	1,380	1,079	1,440	1,036
就労継続 支援 (A型)	利用者数	490	459	495	443	500	438
	利用日数	9,800	9,208	9,900	8,870	10,000	8,764
就労継続 支援 (B型)	利用者数	530	590	540	676	550	755
	利用日数	9,540	10,260	9,720	10,986	9,900	11,876
就労定着支援	利用者数	20	3	25	15	30	25
療養介護	利用者数	28	32	27	32	26	33
短期入所	利用者数	120	128	125	135	130	151
	利用日数	600	756	630	913	650	1,089

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障害者支援施設等から地域に移り一人暮らしをする方に対して、定期的な巡回訪問などにより支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活する住居において、世話人等が必要な支援を行う。
施設入所支援	施設に入所している人に、入浴、排泄、食事の介護を行う。

② サービス種別ごとの必要見込量

(単位：人/月)

項 目		R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数	15	20	25
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	267	270	273
施設入所支援	利用者数	335	335	335

③ 見込みの考え方・確保のための方策

見込みの考え方	
◇自立生活援助は、令和２年度に市内に事業所が１カ所設置されたため、利用者の増加を見込みました。	
◇共同生活援助は、地域移行の受け皿であり、新規事業所が増加傾向であることから、利用者増を見込みました。	
確保のための方策	
◇福祉施設や病院からの地域移行がスムーズに進むよう、施設整備補助金等を活用し、グループホームの整備を促進し、また、グループホームの空き状況等を把握し、適切な居住スペースの確保に努めます。	

④ 第５期計画期間中の実績

(単位：人／月)

項 目		H30		R1		R2 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	利用者数	5	0	10	0	15	10
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	250	257	255	262	260	265
施設入所支援	利用者数	367	354	365	347	362	335

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用のための連絡・調整、利用計画の作成、モニタリングなどを行う。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院をしている障がいのある人に対し、地域生活の準備のための外出への同行や相談などの支援を行う。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談などの支援を行う。

② サービス種別ごとの必要見込量

(単位：人／月)

項 目		R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数	2,600	2,700	2,800
地域移行支援	利用者数	5	7	9
地域定着支援	利用者数	10	12	14

③ 見込みの考え方・確保のための方策

見込みの考え方
◇計画相談支援は、精神障がい者による障害福祉サービスの利用が増加していることから増加を見込みました。
◇一般相談支援事業所が行う地域移行支援及び地域定着支援は、今後地域への移行が進むと予測し、利用の増加を見込みました。
確保のための方策
◇相談支援専門員に必要な研修会を開催し、スキル向上に取り組み、円滑なサービス利用につなげていきます。
◇相談支援専門員が障がい者のニーズや特性に応じた適正なサービス等利用計画等が作成できるよう、資質向上を図るため、必要な研修会を開催します。
◇利用を促進するため関係機関と協議し事業所の増加に努めます。

④ 第5期計画期間中の実績

(単位：人／月)

項 目		H30		R1		R2 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	利用者数	2,190	2,263	2,200	2,391	2,250	2,501
地域移行支援	利用者数	3	7	5	2	7	3
地域定着支援	利用者数	10	8	13	8	16	8

(5) 障害児通所支援

① サービスの概要

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
医療型児童発達支援	肢体に不自由のある未就学の障がいのある子どもに対し、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	放課後や休業日に支援が必要な就学している障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して支援を行う。
障害児相談支援	障害児相談支援事業所が行う障害児通所支援等の利用のための連絡・調整、利用計画の作成、モニタリングなどを行う。

② サービス種別ごとの必要見込量 (単位：利用者数 人/月、利用日数 人日/月)

項 目		R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数	127	128	129
	利用日数	645	650	655
医療型 児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数	750	900	1,100
	利用日数	9,000	11,500	15,000
保育所等 訪問支援	利用者数	35	45	55
	利用日数	45	60	75
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1	1	1
	利用日数	5	5	5
障害児相談支援	利用者数	950	1,100	1,250

③ 見込みの考え方・確保のための方策

見込みの考え方
◇児童発達支援は、第1期計画期間の実績を踏まえ、増加を見込みました。 ◇通所支援は全体的に増加傾向であり、特に放課後等デイサービスは、発達障がい の診断や疑いのある医師意見書を受ける子どもの数や、新規事業所が増加して いることから、大幅な増と見込みました。
確保のための方策
◇相談支援専門員や事業所への研修会や訪問など関係機関との情報共有により、 障がい児のニーズを的確に把握し、特性に応じた適切なサービスを継続して提 供します。 ◇障がい児の家族等に対して、サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進 を図ります。 ◇障がいの早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図り、適切 な療育に繋げていきます。

④ 第1期計画期間中の実績

(単位：利用者数 人/月、利用日数 人日/月)

項 目		H30		R1		R2 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	利用者数	130	118	135	124	140	126
	利用日数	650	609	680	636	700	641
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	350	414	360	498	370	610
	利用日数	3,900	4,565	4,100	5,644	4,300	7,163
保育所等訪問支援	利用者数	22	24	25	23	28	29
	利用日数	22	28	25	27	28	36
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	2	1	4	1	6	1
	利用日数	10	3	20	1	30	1
障害児相談支援	利用者数	550	601	570	708	585	819

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいがある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施するものです。

地域生活支援事業には、必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業、地域の実情に応じて実施することができる市町村地域生活支援促進事業・特別促進事業があります。

① 事業の概要

<必須事業>

事業名		内 容
理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業		精神障がい者及びその家族等の団体が行う精神障がい者の社会復帰に関する活動の情報提供等及び精神障がい者に対するボランティア活動の支援を行います。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のための必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、事業者に対する指導・助言、人材育成の支援等を行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が有効と認められる重度の知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業		後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備します。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者並びに音声及び言語機能障がい者に対し、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員、要約筆記者の派遣を行います。
	手話通訳者設置事業	障がい福祉課に手話通訳を設置し、来庁者の窓口での申請等を支援します。
	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	盲ろう者に対し、自立と社会参加を図るため、通訳・介助員を派遣します。
日常生活用具給付等事業		重度の身体・知的・精神障がい、難病患者等に対し、特殊寝台、入浴補助用具や電気式たん吸引器等の日常生活用具等を給付します。

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活の支援のため、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	移動の困難な障がいがある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、創作的活動、生産活動、日常生活訓練等の機会を提供します。

<任意事業>

事業名	内 容
日常生活支援事業	訪問入浴サービス事業 居宅において入浴することが困難な障がい者に対し、訪問による入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業 障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労及び一時的な休息を支援します。
	地域移行のための安心生活支援事業 地域移行のための相談や関係機関とのコーディネート、地域生活体験の場の提供、普及啓発を行います。
	児童発達支援センター機能強化事業 柔軟な相談対応による早期支援やきめ細やかな不登校児支援など障がいのある児童や保護者への対応を強化します。
社会参加支援事業	レクリエーション活動支援事業 障がい者スポーツの普及拡大を目指し、障がい児者スポーツ教室等を開催します。
	点字・声の広報等発行事業 市政広報・市議会だよりを音訳し、ＣＤに録音して視覚障がい者に提供します。

＜市町村地域生活支援促進事業＞

事業名	内 容
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待防止センター業務の実施、被虐待者の一時保護のための居室の確保、普及啓発を行います。
医療的ケア児総合支援事業	医療的ケア児支援協議の場において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連絡調整、情報共有等を行います。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	精神障がい者が地域生活を継続することができるよう、協議の場を通じて、保健・医療・福祉等の関係者間の相互理解を促進し、地域生活移行後の支援体制の充実を図ります。

＜特別促進事業＞

事業名	内 容
ことばの教室	ことばの教室を設置し、言語聴覚士等による専門的な療育・相談を通して支援を行います。

② 各事業の見込量と確保策

○見込量

<必須事業>

事業名	R3	R4	R5
(1) 理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業 (実施の有無)	無	無	無
(3) 相談支援事業			
①障害者相談支援事業 (実施箇所数)	6	6	6
基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有	有
基幹相談支援センター 機能強化事業(実施の有無)	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業 (実利用者数) (人)	35	40	45
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 (実利用者数) (人)	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (件)	520	530	540
②手話通訳者設置事業 (設置者数) (人)	0	0	0
③盲ろう者向け通訳介助員派遣事業 (設置者数) (人)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付事業			
① 介護・訓練支援用具 (件)	24	24	24
② 自立生活支援用具 (件)	44	44	44
③ 在宅療養等支援用具 (件)	44	44	44
④ 情報・意思疎通支援用具 (件)	67	67	67
⑤ 排泄管理支援用具 (件)	5,717	5,717	5,717
⑥ 居宅生活動作補助用具 (件)	3	3	3
(8) 手話奉仕員養成研修事業 (修了者数) (人)	30	40	50
(9) 盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業 (修了者数) (人)	0	0	0
(10) 移動支援事業	139	143	147
上段：実利用者数 (人)			
下段：延利用時間数 (時間)	10,420	10,520	10,630
(11) 地域活動支援センター機能 強化事業	4	4	4
上段：実施箇所数 (カ所)			
下段：実利用者数 (人)	255	265	280

<任意事業>

事業名	R3	R4	R5
(1) 日常生活支援事業			
①訪問入浴サービス事業（実利用者数）	11	11	11
②日中一時支援事業（実利用者数）	160	150	140
③地域移行のための安心生活支援事業 （実施の有無）	有	有	有
④児童発達支援センター機能強化事業 （実施箇所数）	1	2	2
(2) 社会参加支援事業			
①レクリエーション活動支援事業 上段：スポーツ教室開催回数 下段：スポーツイベント開催事業 （実施の有無）	12	12	12
	有	有	有
②点字・声の広報等発行事業 （実施の有無）	有	有	有

<市町村地域生活支援促進事業>

事業名	R3	R4	R5
(1) 障がい者虐待防止 対策支援事業（実施の有無）	有	有	有
(2) 医療的ケア児等総合 支援事業（実施の有無）	有	有	有
(3) 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築 推進事業（実施の有無）	有	有	有

<特別促進事業>

事業名	R3	R4	R5
(1) ことばの教室 （実施の有無）	有	有	有

○見込みの考え方、確保のための方策

<必須事業>

(1) 理解促進研修・啓発事業

見込みの考え方	障がいに対する理解を深めるための啓発イベント等を継続して実施していきます。
確保のための方策	啓発イベント等の内容について、より効果的な方法を検討し、さらには関係機関や関係団体等と協力し、障がい者に対する理解促進に取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

見込みの考え方	地域生活支援事業の必須事業とされていますが、現時点では、本市では実施の実績がありません。
確保のための方策	障がい者等の社会復帰の支援活動等の市民との協働を進めていく必要があるため、市民のインフォーマルな活動への支援について検討します。

(3) 相談支援事業

事業名	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター
見込みの考え方	基幹相談支援センター、地区障がい相談支援及び発達相談支援事業を市内法人へ委託し継続して実施します。
確保のための方策	基幹相談支援センターは、地域の関係機関と連携を強化し、地域の潜在的な要支援者の情報収集や必要な支援を行います。 地区相談支援センター、発達障がい相談支援事業所では、地域包括支援センターや民生児童委員等と連携を図り、潜在的な要支援者の把握に努めます。

事業名	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター機能強化事業
見込みの考え方	市内1法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所ほか関係機関と連携しながら各種相談に対応しています。
確保のための方策	基幹相談支援センター事業を継続し、相談支援の中核的機関として、困難事例について助言や関係機関の調整など問題解決に向けた支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

見込みの考え方	利用者数は見込みを上回って増加しています。今後も毎年 5 人程度の増加を見込みます。
確保のための方策	成年後見制度の普及啓発のため、市民向けの講演会を実施し、制度利用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

見込みの考え方	地域生活支援事業の必須事業と位置づけられていますが、現在のところ、本市では実施実績がありません。
確保のための方策	成年後見制度利用促進にかかる広域中核機関の設置検討の中で、法人後見機能についても検討します。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業
見込みの考え方	令和元年度に手話通訳士の職員を採用したことで、市窓口への派遣件数が減少したものの、市主催の行事等への派遣が増加するものと見込みます。
確保のための方策	手話通訳者が不足している現状を踏まえ、手話奉仕員養成講座を継続して開催し、人材確保と育成に努めます。

事業名	②手話通訳者設置事業
見込みの考え方	令和元年度に手話通訳士の職員を採用したことで、聴覚に障がいのある方への情報保障ができていることから、今後の設置については考えていません。

事業名	③盲ろう者向け通訳介助員派遣事業
見込みの考え方	中核市移行により取り組むことができる事業ですが、福井県と協議した結果、当面は県が継続して実施します。

(7) 日常生活用具給付等事業

見込みの考え方	障がい者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。
確保のための方策	日常生活に必要な用具については、利用者の動向を見極め、適切な給付を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

見込みの考え方	過去の実績を踏まえて目標を設定します。
確保のための方策	利用しやすい開催日時・開催会場を選定し、参加者の増加を図ります。

(9) 盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業

見込みの考え方	中核市移行により取り組むことができる事業ですが、福井県と協議した結果、当面は県が継続して実施します。
---------	--

(10) 移動支援事業

見込みの考え方	実績として微増しているため、今後も微増していくものと見込みます。
確保のための方策	利用者の動向を見極めて対応します。

(11) 地域活動支援センター機能強化事業

見込みの考え方	4事業所に委託して実施しており、今後も同様の体制を維持します。
確保のための方策	今後も委託継続していきます。 個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努めます。

<任意事業>

(1) 日常生活支援事業

事業名	①訪問入浴サービス事業
見込みの考え方	減少傾向ではありますが、新規利用を想定し、現状維持を見込みます。
確保のための方策	サービスを提供できる事業所が限られているため、介護保険事業所に事業実施を依頼し、サービスの確保に努めます。

事業名	②日中一時支援事業
見込みの考え方	障害児通所支援の充実から、利用者数は年々減少しているため、今後も減少していくものと見込みます。
確保のための方策	利用者の動向を見極めて対応します。

事業名	③地域移行のための安心生活支援事業
見込みの考え方	現在、1法人に委託して実施中です。
確保のための方策	今後も委託継続していきます。 障がい者が地域で安心して生活していけるよう、地域生活支援拠点の効果的な周知方法や利用促進について検証し、更なる充実を図ります。

事業名	④児童発達支援センター機能強化事業
見込みの考え方	現在、1法人に委託して実施中です。
確保のための方策	今後も委託継続していきます。 委託先として適当な法人の掘り起こしを行い、児童発達支援センター市内2か所の設置を検討していきます。

(2) 社会参加支援事業

事業名	①レクリエーション活動等支援事業
見込みの考え方	事業を継続して実施します。
確保のための方策	スポーツイベントについては、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討します。

事業名	②点字・声の広報等発行事業
見込みの考え方	事業を継続して実施します。
確保のための方策	今後は、「声の市政だより」「声の市議会だより」を発行するとともに、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報提供に努めます。

<市町村地域生活支援促進事業>

(1) 障がい者虐待防止対策支援事業

見込みの考え方	現在、1法人に委託して実施中です。
確保のための方策	今後も委託継続していきます。 24時間体制で通報や相談を受付ける虐待防止センターを設置し、引き続き虐待防止に努めます。

(2) 医療的ケア児等総合支援事業

見込みの考え方	保健・医療・福祉等の関係機関の協議を継続していきます。
確保のための方策	今後も関係機関との協議を継続していきます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

見込みの考え方	保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議を継続していきます。
確保のための方策	今後も関係機関との協議を継続していきます。

＜特別促進事業＞

（１）ことばの教室

見込みの 考え方	現在、１法人に委託して実施中です。
確保のための 方策	今後も委託継続していきます。 就学前の幼児に対して、医療機関受診までの期間の療育支援を行います。また発達障がい等の疑いがある幼児とその保護者に特性理解を進め、スムーズな医療機関受診や早期療育の開始、福祉サービスの利用に繋がります。

③ 第5期計画期間中の実績

<必須事業>

事業名		H30	R1	R2見込
(1) 理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	無
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業 (実施箇所数)	計画	5	5	5
	実績	6	6	6
基幹相談支援センター (設置の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業(実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業 (実利用者数) (人)	計画	11	13	15
	実績	14	21	30
(5) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (件)	計画	710	720	730
	実績	943	795	515
②手話通訳者設置事業 (設置者数) (人)	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
(6) 日常生活用具給付事業				
① 介護・訓練支援用具 (件)	計画	21	21	21
	実績	24	20	24
② 自立生活支援用具 (件)	計画	45	45	45
	実績	40	35	44
③ 在宅療養等支援用具 (件)	計画	46	46	46
	実績	48	23	44
④ 情報・意思疎通支援用具 (件)	計画	97	97	97
	実績	61	65	67
⑤ 排泄管理支援用具 (件)	計画	5,825	5,825	5,825
	実績	5,883	5,727	5,717
⑥ 居宅生活動作補助用具 (件)	計画	3	3	3
	実績	4	3	3
(7) 手話奉仕員養成研修事業 (修了者数) (人)	計画	80	80	80
	実績	57	33	30
(8) 移動支援事業 上段：実利用者数 (人) 下段：延利用時間数 (時間)	計画	118	126	134
	実績	134	132	135
	計画	10,370	10,570	10,780
	実績	9,240	10,213	10,315
(9) 地域活動支援センター機能 強化事業 上段：実施箇所数 (カ所) 下段：実利用者数 (人)	計画	8	8	8
	実績	8	5	4
	計画	395	405	415
	実績	449	289	246

<任意事業>

事業名		H30	R1	R2見込
(1) 日常生活支援事業				
①訪問入浴サービス事業 (実利用者数)	計画	12	13	13
	実績	14	13	11
②日中一時支援事業 (実利用者数)	計画	216	212	208
	実績	213	182	171
③地域移行のための安心 生活支援事業(実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(2) 社会参加支援事業				
①レクリエーション活動支援事業 上段: スポーツ教室開催回数 下段: スポーツイベント開催事業 (実施の有無)	計画	12	12	12
	実績	12	11	1
	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
②点字・声の広報等発行事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
③自動車運転免許取得・改造 助成事業(助成件数)(件)	計画	14	14	14
	実績	11	5	8
(3) 就業・就労支援事業				
①知的障がい者職親委託事業 (職親の数)(人)	計画	1	1	1
	実績	1	0	0

<市町村地域生活支援促進事業>

事業名		H30	R1	R2見込
(1) 障がい者虐待防止 対策支援事業(実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有

<特別促進事業>

事業名		H30	R1	R2見込
(1) ことばの教室 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有

資料編

1 策定経過

開催日時	内 容
令和元年10月16日(木) ～11月22日(金)	障がい者福祉基本計画策定のための障がい者、市民、事業所アンケート調査実施
令和2年6月25日(木)	第1回社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議題(1) 令和元年度 主な施策の実施状況について (2) 第5期福井市障がい福祉計画、第1期福井市障がい児福祉計画 障害福祉サービス等の提供状況、地域生活支援事業の実施状況について (3) 現状・アンケート調査結果について (4) 第4次福井市障がい者福祉基本計画、第6期福井市障がい福祉計画及び第2期福井市障がい児福祉計画の策定について
令和2年7月10日(金) ～7月27日(月)	施設入所者等の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等、障がい福祉計画のための事業所アンケート調査実施
令和2年8月27日(木)	第2回社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議題(1) 第4次福井市障がい者福祉基本計画の素案について
令和2年10月29日(木)	第3回社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議題(1) 第4次福井市障がい者福祉基本計画の素案について (2) パブリック・コメントについて
令和2年12月1日(火) ～12月25日(金)	パブリック・コメント意見募集期間

2 福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市社会福祉審議会条例（平成30年福井市条例第44号。以下「条例」という。）及び福井市社会福祉審議会運営規程（以下「運営規程」という。）に定めるもののほか、障がい者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）及び審査部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者基本計画 障害者基本法（昭和45年法律第84号。）第11条第3項の規定により本市が策定する市町村障害者計画をいう。
- (2) 障がい福祉計画 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画として、本市が一体的に定める計画をいう。

(庶務)

第3条 分科会及び審査部会の庶務は、障がい福祉課でこれを行う。

第2章 障がい者福祉専門分科会

(分科会の機能)

第4条 分科会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会及び障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会としての機能を有する。

(調査審議事項)

第5条 分科会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者基本計画の策定若しくは変更に係る諮問又はその評価に関すること。
- (2) 障がい福祉計画の作成若しくは変更に係る諮問又はその評価に関すること。
- (3) その他障がい者の福祉に関すること。

(会議の特則)

第6条 分科会の会議に係る運営規程第5条の規定の適用については、同条第2項及び第6項中「委員」とあるのは「委員（調査審議事項が審査部会に係るものでないときは、審査部会に係る委員を除く。）」と読み替えるものとする。

2 分科会の会議に係る運営規程第5条の規定の適用については、あらかじめ書面をもって欠席する旨及び分科会に付議される事項についての意思表示をした委員及び臨時委員は、分科会に出席したものとみなす。

第3章 審査部会

(調査審議事項)

第7条 審査部会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者の障がい程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関すること。

2 条例第10条の審査部会が別に調査審議できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者総合支援法第59条第1項の指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下同じ。）の指定に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第68条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関すること。

(審査部会に係る委員の任命)

第8条 市長が社会福祉法第8条の規定による委員を任命する場合において、これを審査部会に係るものとして任命するときは、その旨を明示して行う。

2 前項の規定は、社会福祉法第9条第2項の規定による臨時委員の任命に準用する。

(組織)

第9条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第2項の規定により委員長が審査部会の委員を指名するときは、前条第1項の規定により審査部会の委員として任命を受けた委員1名を指名するものとする。

2 社会福祉法施行令第3条第2項の規定により委員長が審査部会の臨時委員を指名するときは、前条第2項の規定により審査部会の臨時委員として任命を受けた臨時委員のうち審査する内容について専門的知識を有する臨時委員を指名するものとする。

3 審査部会に部会長を置き、部会長は、第1項の規定により指名を受けた委員とする。

4 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

(審査部会の開催)

第10条 審査部会の開催に当たっては、部会長が前条第2項の規定により指名を受けた臨時委員に開催を通知する。

2 審査部会は、持回り又は郵送による書面諮問によりこれを行う。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

3 福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員名簿

区 分	団 体 名	役 職	氏 名
学識経験者	福井県立大学学術教養センター	教授	シミズ 清水 サトシ 聡
	福井市医師会	団体選出	オクムラ 奥村 ヤスヒロ 康弘
障がい者 代表	福井市身体障害者福祉連合会	会長	サカベ ト シ ジ 坂部 登志治
	福井市視覚障害者福祉協会	女性部長	サカベ ナオコ 坂部 直子
	福井市聴力障害者福祉協会	手話通訳対策 部長	カケヒ 寛 ハツコ 初子
	福井市手をつなぐ育成会	会長	アオキ トシアキ 青木 俊明
	福井地区精神保健福祉家族会 あすわ会	会長	デミセ ミ エ コ 出店 三恵子
	日本発達障害ネットワーク福井	団体選出	ナガイ カズミ 永井 和美
関係行政 機関	福井公共職業安定所	統括職業指導官	カキノ アツコ 柿野 敦子
	福井県特別支援教育センター	指導主事（特別 支援教育）	サイトウ チアキ 齋藤 千晶
関係団体	福井市社会福祉協議会	地域福祉課長	オガシワ ヒロヒデ 小柏 博英
	福井県身体障害者（児）援護 施設連絡協議会	副会長	タハラ カオル 田原 薫
	福井県知的障害者福祉協会	会長	タカムラ マサヒロ 高村 昌裕
	福井県精神障害者サービス 事業所連絡協議会	団体選出	オカモト ナオミ 岡本 直美
	特定非営利活動法人 コム・サポートプロジェクト	理事長	クワバラ ショウゾウ 桑原 彰三
市民代表	福井市民生児童委員協議会 連合会	副会長	オカモト ミ ヨ コ 岡本 美代子

4 アンケート調査結果

1 障がい者、市民、事業所アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、第4次福井市障がい者福祉基本計画及び第6期福井市障がい福祉計画を策定するにあたり、障がいのある人の生活状況や、障がい者への理解や意識等を把握し、今後の障がい福祉施策の推進に反映させるため実施しました。

(2) 実施期間 令和元年10月16日～11月22日

(3) 調査対象者

単位：人

区 分	対 象 者	対象者数	抽出(送付)者数
当事者※	視覚	689	32
	聴覚	930	43
	音声言語	122	6
	肢体	5,938	271
	内部	3,311	151
	療育手帳	2,125	97
	精神手帳	2,505	115
	サービスのみ(手帳なし)	1,000	45
一般市民	18歳以上の一般市民	263,109	760
事業所		214 事業所(者)	26 事業所(者)

(4) 抽出方法

- ①障がい者 令和元年10月1日現在の障害者手帳所持者から無作為抽出
- ②市 民 令和元年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
- ③事業所 令和元年10月1日現在障害福祉サービス事業所に指定されている福井市内の全事業所

(5) 調査方法 郵送による調査票配布、回収

(6) 調査項目

- ①障がい者 日常生活、障害福祉サービス、介護の状況、生活環境、社会参加・地域生活、保健・医療、教育・就学、就労、権利擁護、災害時の避難対策、情報・コミュニケーション
- ②市 民 障がいのある方との関わり、ボランティア活動、障がいのある子どもの教育、障がいのある方の就労、障がい者に関する意識
- ③事業所 各施策を推進するための具体的方策

(7) 回収結果

対象者	配布数	回収数	回収率
障がい者手帳所持者	760	360	47.4%
一般市民	760	291	38.3%
事業所	214	26	12.1%

2 障がい者、市民、事業所アンケート調査結果（抜粋）

(1) 障がい者、市民アンケート

○日常生活について

問 あなたは、困ったことがあったら誰に、またはどこに相談していますか。

家族・親戚といった、身近な人に相談する人が約8割と多くなっていますが、相談支援事業所への相談は8.6%と少なく、相談支援体制の強化が求められます。

	全体		身体障がい		知的障がい		精神障がい	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
家族・親戚	285	79.2	219	79.9	43	71.7	41	77.4
友人・知人	89	24.7	75	27.4	13	21.7	10	18.9
近所の人	8	2.2	5	1.8	3	5.0	2	3.8
職場の人	25	6.9	17	6.2	9	15.0	3	5.7
保育所・幼稚園・学校	36	10.0	22	8.0	12	20.0	3	5.7
ホームヘルパー	5	1.4	3	1.1	0	0.0	1	1.9
病院など	62	17.2	48	17.5	9	15.0	10	18.9
民生委員・児童委員	1	0.3	0	0.0	1	1.7	0	0.0
社会福祉協議会	4	1.1	3	1.1	1	1.7	1	1.9
計画相談支援事業所	26	7.2	17	6.2	8	13.3	5	9.4
地区相談支援事業所	5	1.4	4	1.5	2	3.3	1	1.9
サービスを受けて いるところ	70	19.4	45	16.4	26	43.3	9	17.0
障がい者（児）団体	7	1.9	7	2.6	1	1.7	1	1.9
障がいの当事者で ある相談員	19	5.3	10	3.6	9	15.0	5	9.4
市役所	24	6.7	19	6.9	12	20.0	2	3.8
その他	17	4.7	14	5.1	4	6.7	3	5.7
無回答	17	4.7	13	4.7	2	3.3	3	5.7
N	360		274		60		53	

○発達障がいについて

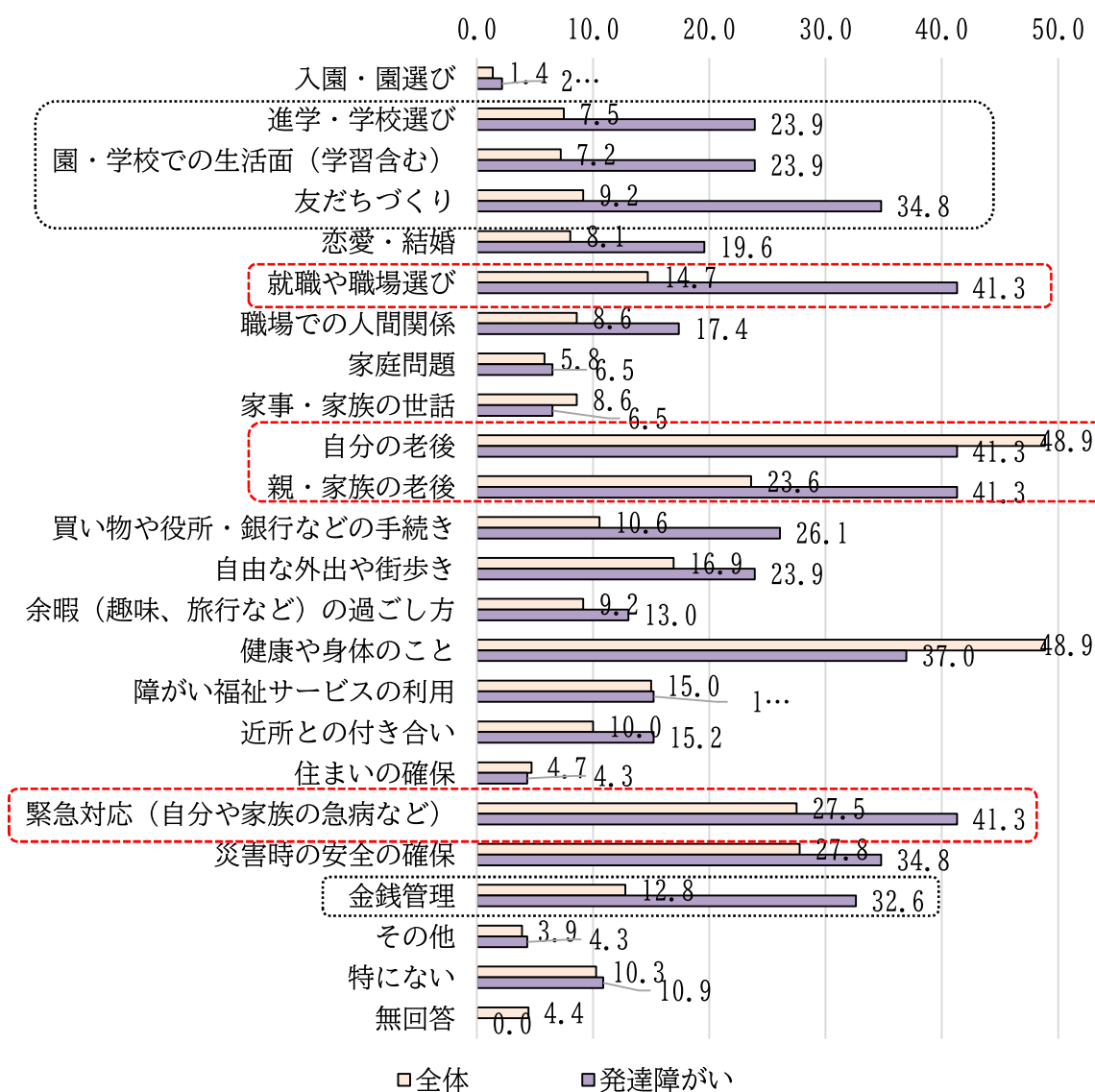
発達障がいの診断の有無

「受けている」と回答した方は 46 人（12.7%）

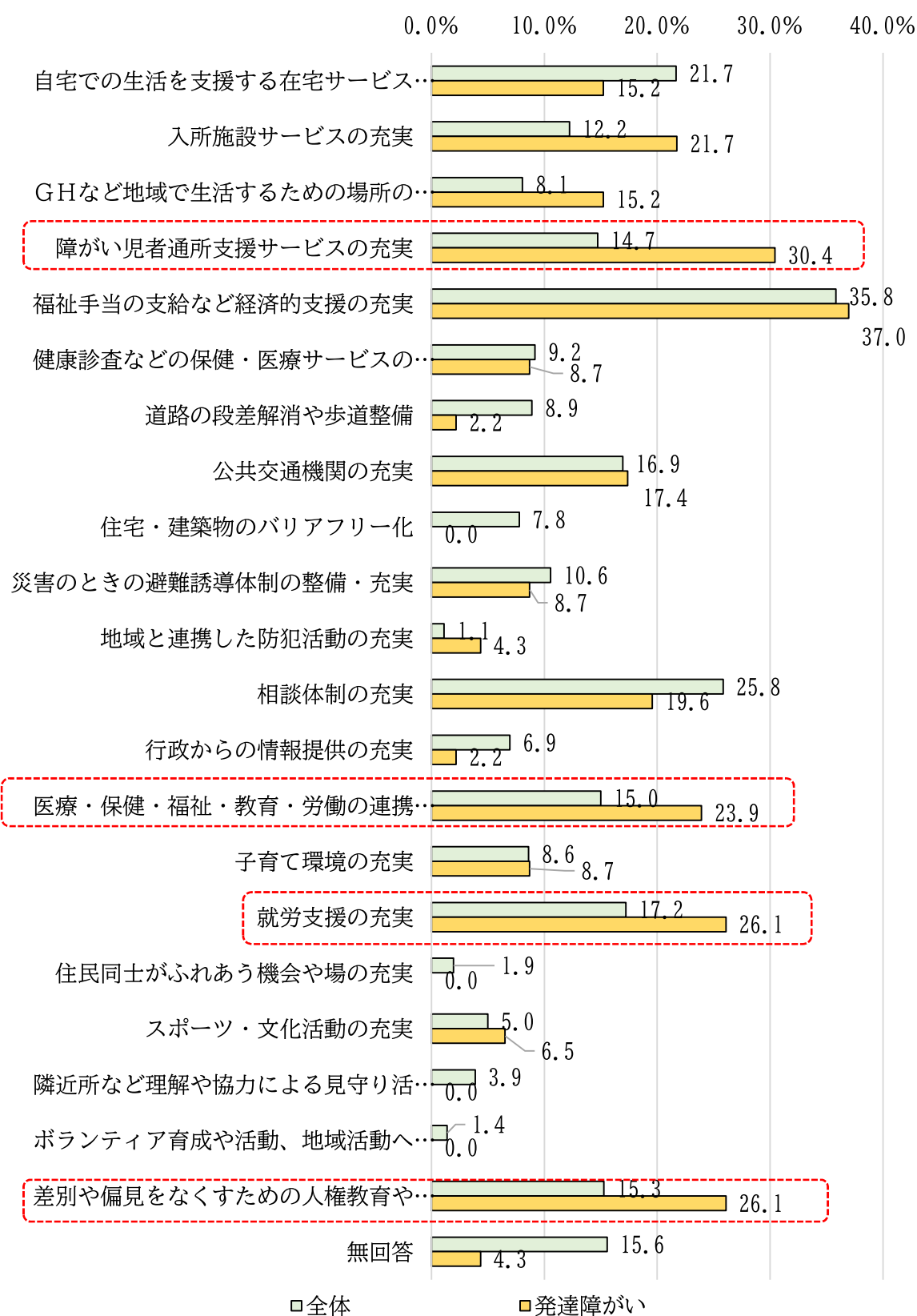
「受けていない」と回答した方は 250 人（69.4%）

	全体		身体障がい		知的障がい		精神障がい	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
受けている	46	12.8	16	5.8	16	26.7	14	26.4
受けていない	250	69.4	209	76.3	37	61.7	29	54.7
無回答	64	17.8	49	17.9	7	11.7	10	18.9
回答者数	360		274		60		53	

生活に困っていること



重要と考える施策

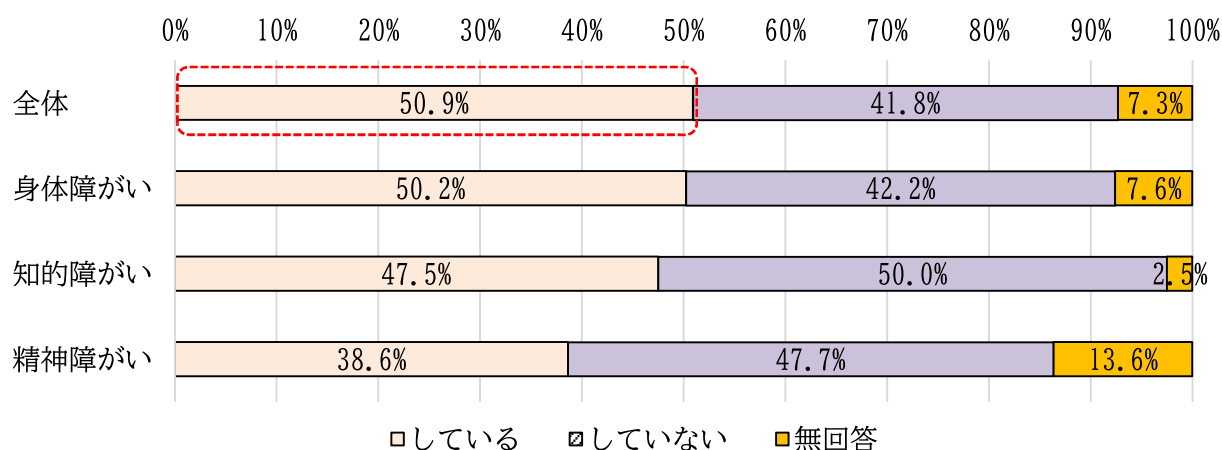


生活上の困っていることや不安に思っていることは、全ての障がいのある方では「自分の老後」「親・家族の老後」の割合が高いが、他の障がい者に比べ「就職や職場選び」「緊急対応（自分や家族の急病など）」「金銭管理」「進学・学校選び」「園・学校での生活面（学習含む）」「友達づくり」の割合も高い。

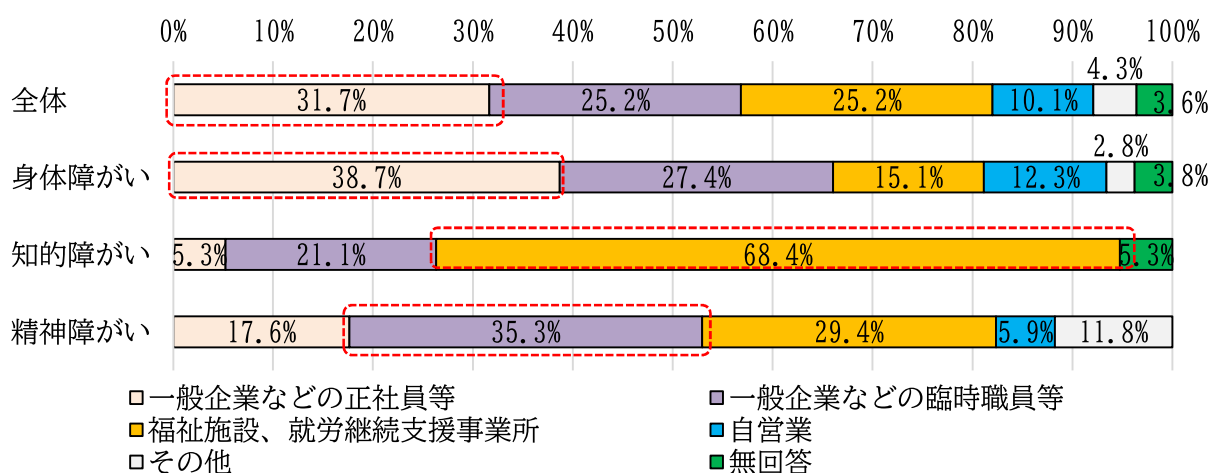
重要と考える施策は、他の障がい者に比べ「障害児者通所支援サービスの充実」「医療・保健・福祉・教育・労働の連携強化」「差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実」「就労支援の充実」が高い。

○就労について

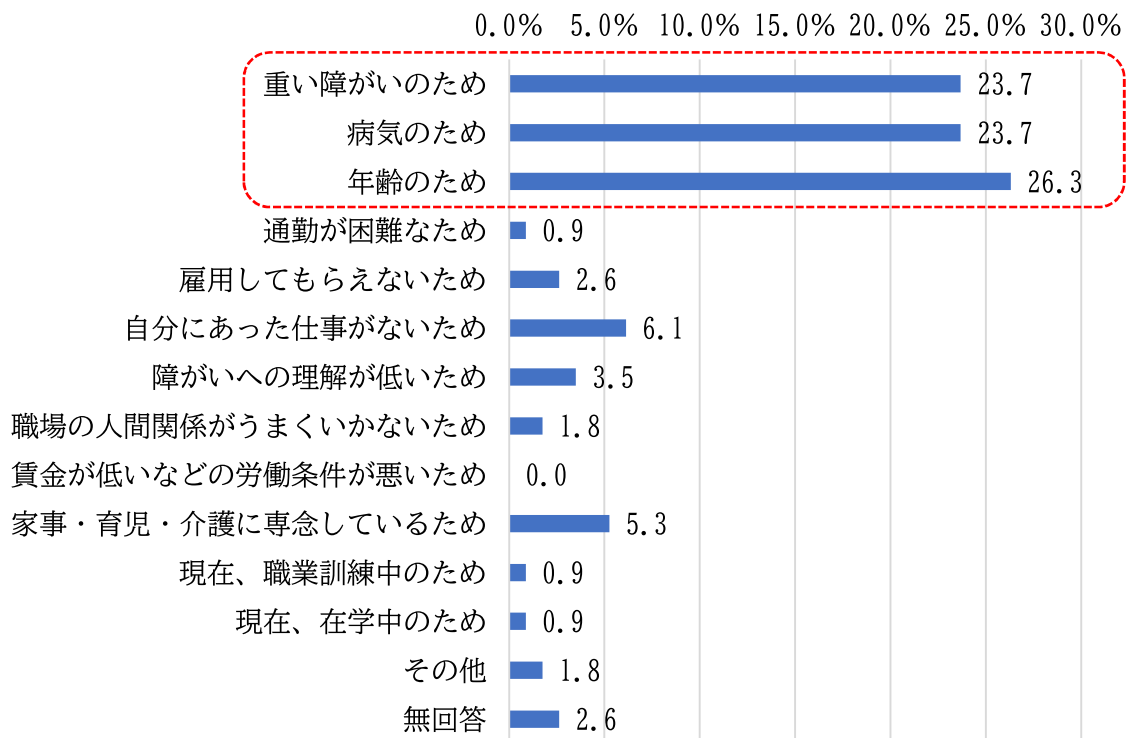
就職率



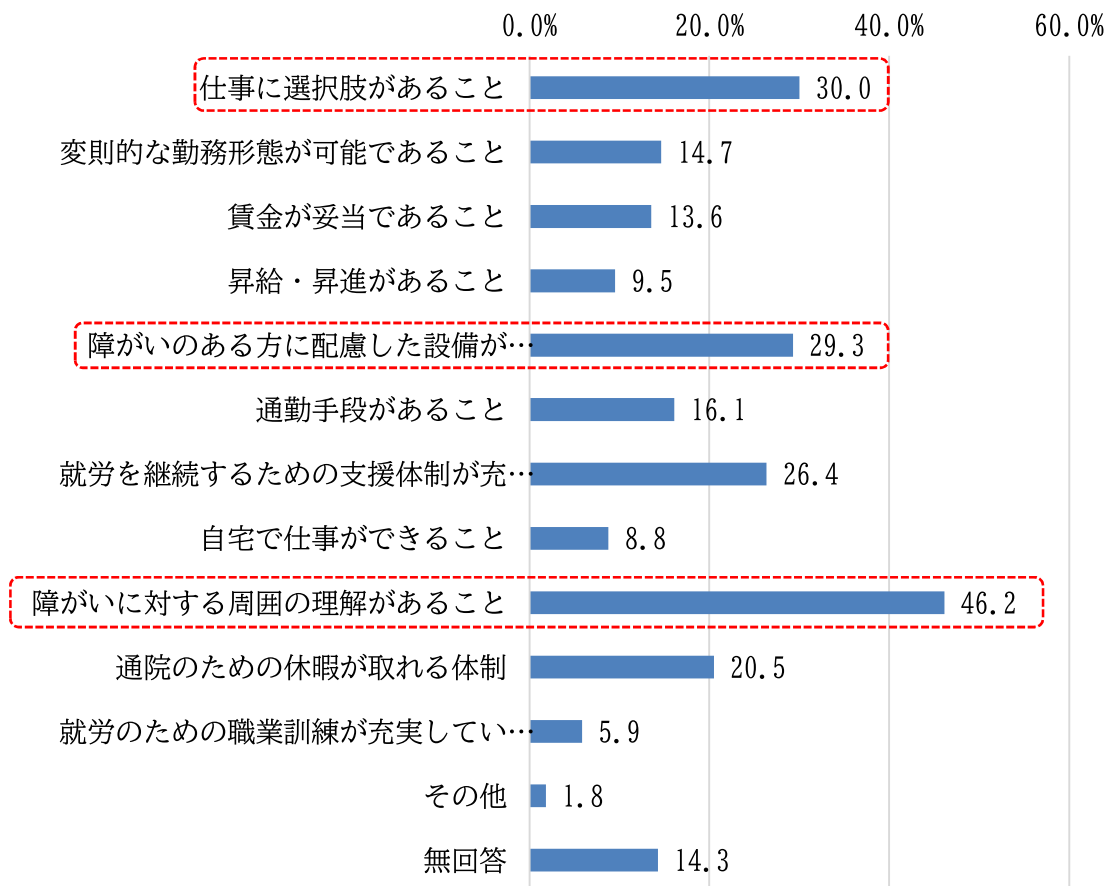
就職先



働けない理由



配慮してほしいこと



就労について、全体で約5割の方が「仕事をしている」と回答しているが、他の障がい者に比べ精神障がいの方が「仕事をしている」割合が低い。

仕事をしている方の就労先は、身体障がいの方の約4割が「一般企業などの正社員等」、知的障がいの方の約7割が「福祉施設、就労継続支援事業所」、精神障がいの方の約4割が「一般企業などの臨時職員等」が高い。

仕事をしていない理由は、全ての障がいで「年齢(未就学・高齢)のため」「重い障がいのため」「病気のため」の割合が高い。

働くために必要な配慮としては、約5割の方が「障がいに対する周囲の理解があること」と回答している。次に「仕事に選択肢があること」「障がいのある方に配慮した設備が整っていること」の割合が高い。また、ほかの障がい者に比べ、知的障がいの方は「就労を継続するための支援体制が充実していること」の割合が高い。

○災害時の避難について

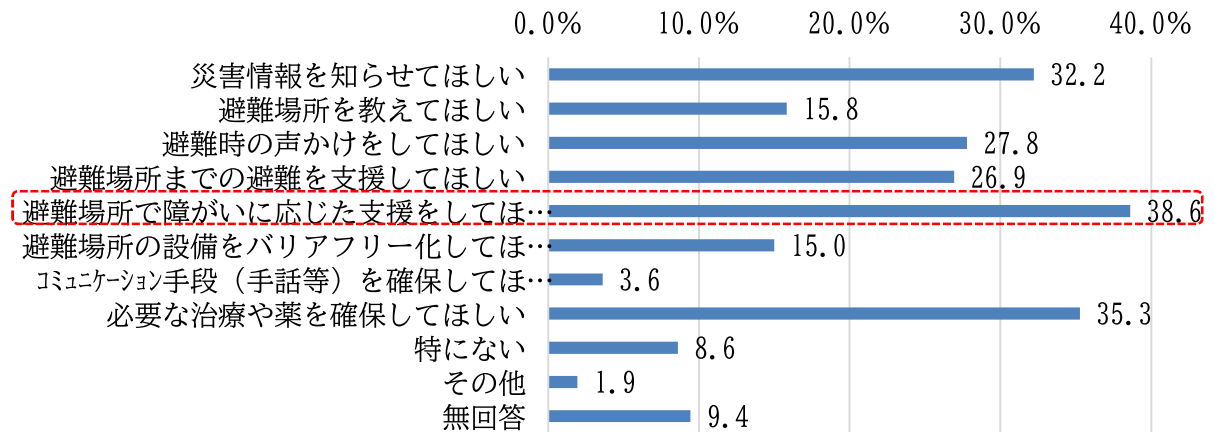
一人で避難ができるか（障がい者アンケート）

	全体		身体障がい		知的障がい		精神障がい	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
避難できる	133	36.9	105	38.3	10	16.7	23	43.4
避難できない	127	35.3	102	37.2	32	53.3	8	15.1
わからない	86	23.9	56	20.4	16	26.7	18	34.0
無回答	14	3.9	11	4.0	2	3.3	4	7.5
計	360		274		60		53	

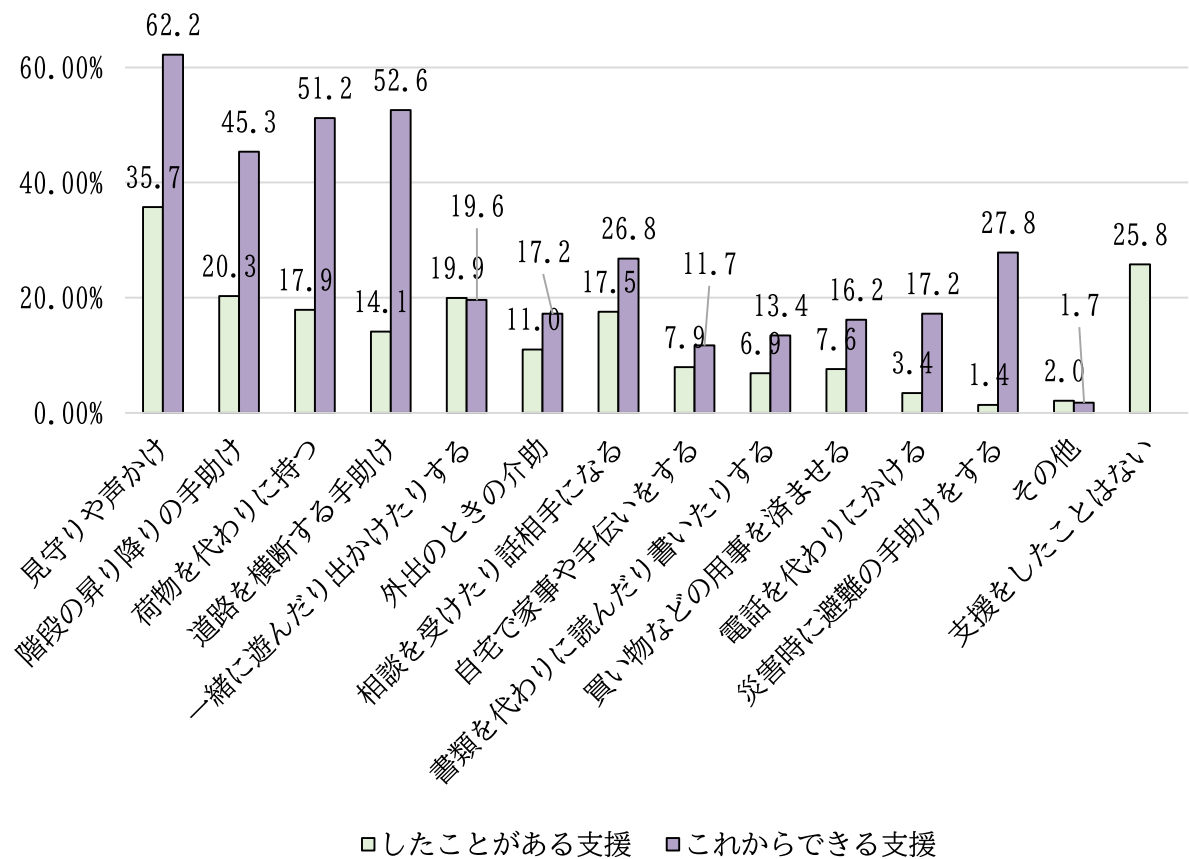
近所に助けてくれる人がいるか（障がい者アンケート）

	全体		身体障がい		知的障がい		精神障がい	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
いる	78	21.7	60	21.9	10	16.7	10	18.9
いない	136	37.8	100	36.5	26	43.3	27	50.9
わからない	127	35.3	100	36.5	20	33.3	12	22.6
無回答	19	5.3	14	5.1	4	6.7	4	7.5
計	360		274		60		53	

災害発生時に支援してほしいことは（障がい者アンケート）



障がいのある方への支援の経験と今後のできる支援（市民アンケート）



（障がい者アンケート結果）

一人で避難できるかとの設問に、「避難できない」「わからない」と回答した方が約6割あり、特に知的障がいのある方の割合が高い。

近所の援助については、「いない」「わからない」の割合が約7割と高い。また、他の障がいに比べて精神障がいの方は「いない」と回答した割合が高い。

災害発生時に何がしてほしいとの設問に、「避難場所で障がいに応じた支援をしてほしい」と回答した方が約4割と高い。

（市民アンケート結果）

障がいのある人への支援について、これまでしたことがある支援の中で最も割合が高いのは「見守りや声かけ」で、これからできる支援についても「見守りや声かけ」が高い。

また、これからできる支援の中で「道路を横断する手助け」「荷物を代わりに持つ」「階段の昇り降りの手助け」の割合も高く、身近でできることから支援をしたいと考えている人が多い。

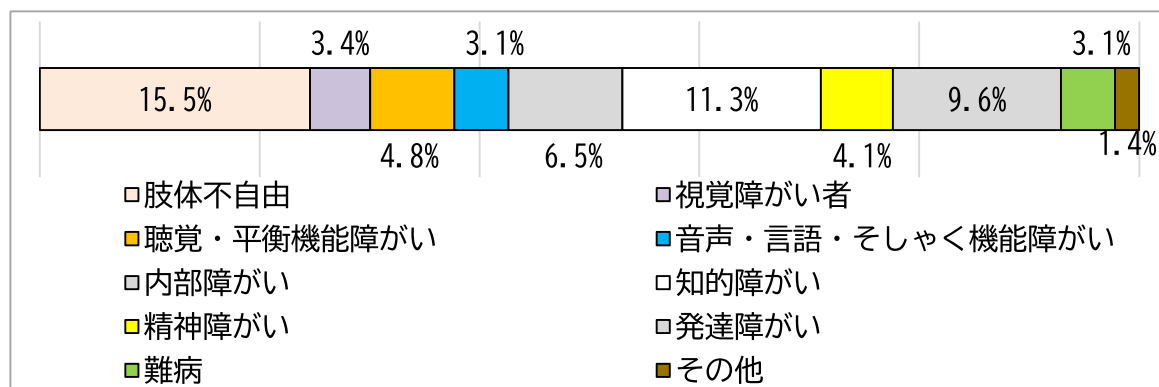
「災害時に避難の手助けをする」との回答の割合が、「これまでしたことがある支援」は1割だったのに対し、「これからできる支援」は約3割と高くなっている。

○障がいのある人との交流について

	回答数（人）	割合（％）
交流した経験がある	231	67.0
交流した経験がない	96	33.0
計	291	

	回答数（人）	割合（％）
身近にいる	134	46.1
身近にいない	157	54.0
N	291	

身近にいと回答した方の障がいの区分



ボランティアの経験

	回答数 (人)	割合 (%)
ある	40	13.8
ない	239	82.1
無回答	12	4.1
N	291	

今後のボランティアへの参加

	回答数 (人)	割合 (%)
参加してみたい	174	59.8
参加したいと思わない	93	31.6
無回答	24	8.3
N	291	

ボランティア活動の内容

	したことがある		今後参加してみたい	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
行事・イベントなどの手伝い	23	57.5	98	56.3
福祉事業所などでの手伝い	13	32.5	36	20.7
遊びや趣味の活動	10	25.0	41	23.6
外出の介助	6	15.0	28	16.1
募金活動の手伝い	4	10.0	16	9.2
日常生活の支援	6	15.0	28	16.1
学習支援	6	15.0	25	14.4
専門的な支援(手話通訳など)	2	5.0	7	4.0
スポーツ大会や練習などの手伝い	9	22.5	31	17.8
その他	0	0.0	18	10.3
N	40		174	

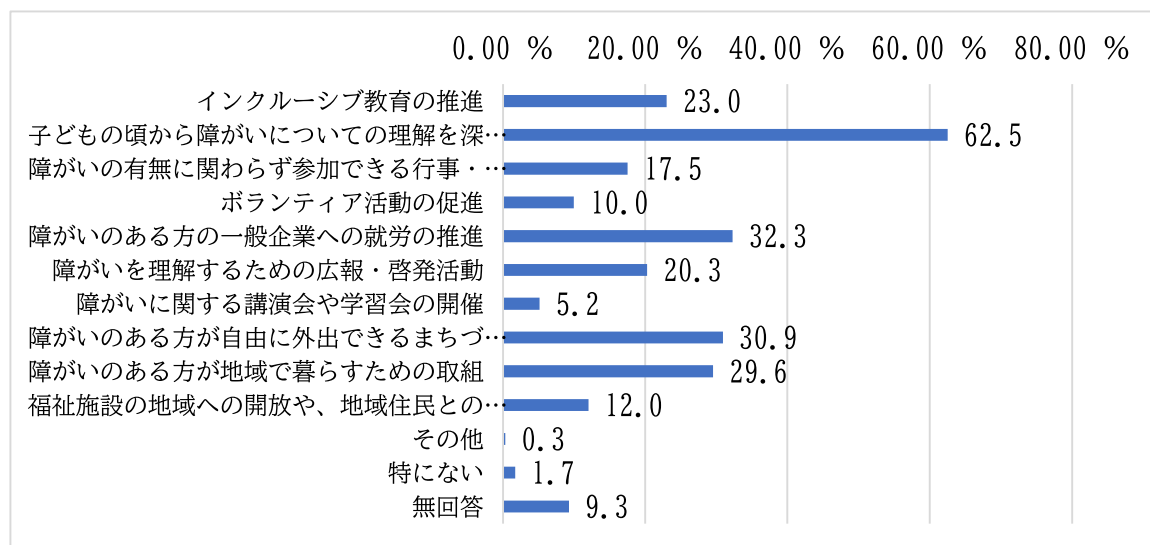
障がいのある方との関わりについて、身近に障がいのある方が「いる」と回答した方は約 46%

障がいのある方に関わるボランティア活動に参加したことが「ある」と回答した方は 40 人 (約 14%)

ボランティア活動に、今後、活動に参加してみたいと「思う」と回答した方は 174 人 (約 60%)

ボランティアの経験について、「ある」と回答した方のうち、最も多かったのは「行事・イベントなどの手伝い」だった。また、今後の意向については、「活動に参加してみたいと思う」方の参加してみたいボランティアについても「行事・イベントなどの手伝い」が多い。

○障がいに対する理解について



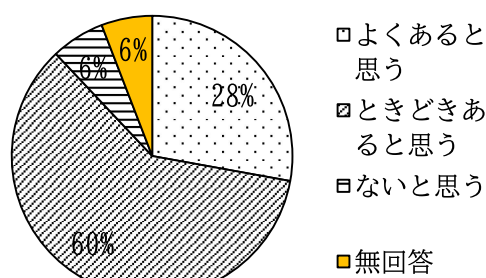
障がいの有無に関わらず共に生きるために必要と思われる取り組みについては、「子どもの頃から障がいについての理解を深めること」が最も高く63%となっています。次いで、「障がいのある方の一般企業への就労推進」「障がいのある方が自由に外出できるまちづくりの推進」がそれぞれ30%以上となっている。

○障がい者に関する意識について

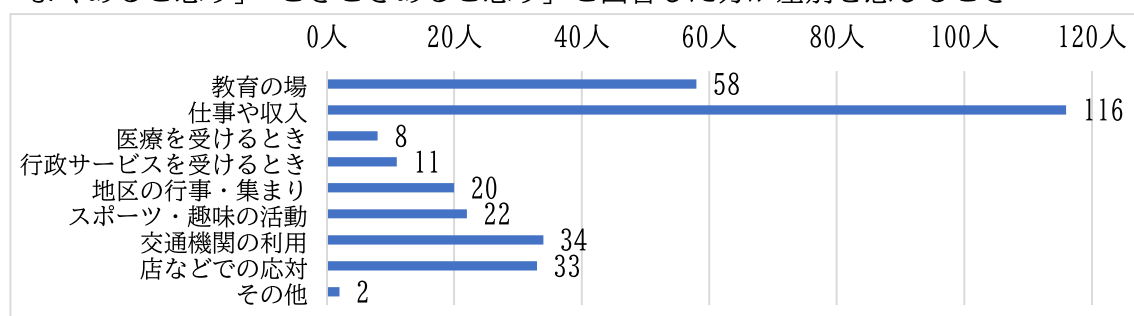
問 あなたは、社会において、障がいを理由とした差別があると思いますか。

障がいを理由とした差別があると感じている方は「よくあると思う」「ときどきあると思う」合わせて約9割と高くなっています
差別を感じている方のうち、「仕事や収入」「教育の場」が多くなっています。

	回答数 (人)	割合 (%)
よくあると思う	81	27.8
ときどきあると思う	175	60.1
ないと思う	18	6.2
無回答	17	5.8
N	291	



「よくあると思う」「ときどきあると思う」と回答した方が差別を感じる時



(2) 事業所アンケート

○関係機関と連携した相談支援体制の充実について

自由記述形式で意見を聴取し最も多かった意見が、関係機関との連携だった。

(発達障がい児者支援の充実)

- ・ 学齢期に受ける支援と、卒業後の残り 40 年以上続く人生との狭間の架け橋支援保護者向けの説明会開催（将来に対する不安を少しでも軽減してあげる）
- ・ 支援学校と就労系事業所との連携体制
現在の個別の連携だけではなく、他にも多くの就労系、生活系の資源があるので、定期的に違いのニーズ、希望がマッチングできるように定期的な連携体制の強化。
- ・ 「子育てファイルふくいっ子」を学齢期支援だけではなく、就労期の支援団体へも周知をし、続けていけるようサポート

(雇用・就労の促進)

- ・ 療育と就学・就労の連携システムが必要と感じます。
- ・ 放課後等ディサービス事業所が増加してきているのは好ましいことですが、事業所間の連携という点では、十分ではないと思います。行政が主導して、障がいのあるお子さんのよりよい支援を行う研修や情報交換の場をさらに充実させていただきたいと思います。
- ・ 各学校、保育所等において、保育、教育、福祉等の各制度の理解や役割の認識に差異があり、苦慮することもある。教育、福祉等の連携や役割を協議すること、協議された内容が現場レベルまで周知されることが必要である。

(災害時の支援体制)

- ・ 各事業所単位では防災訓練を行っている。しかし実際の地震や水害となると地域への避難となるため、地域単位での防災訓練があると良いと思う。
- ・ 障がい者も含めた地域での避難訓練や、避難場所の確保が必要である。
→避難行動要援護者名簿の作成、活用について、災害発生時に手順や活用方法、役割分担について訓練しておく必要がある。
- ・ 消防訓練等に障がいのある人が積極的に参加できるような環境作り
- ・ 自治会長が1年交代で代わることにより、災害時における地域の要支援者に関する情報が地域の中で途切れているという課題を耳にします。情報がストックされ、引き継がれていく体制が必要

○障がいに対する理解について

事業所調査においても障がいへの理解が進んでいないことが伺える。

（発達障がい児者支援の充実）

- ・発達障がい者児に対する支援方法についての研修会を増やしていただきたい。
- ・発達障がい者が生きやすい、働きやすい社会となるよう、発達障がいに対する社会一般の理解促進策を強化し、社会の変革を促す。

（雇用・就労の促進）

- ・生産性優先の企業では雇用のハードルは高いが、減額特例申請や雇用報奨金などの制度を積極的にPRし一般就労を推進する。
- ・職場定着の為には、障がいのある人に対する正しい知識を、事業主から職場全体に伝えることが不可欠である。ただ、職場の人々が障がい者に理解を示したとしても、企業は競争社会で、現場自体障がいのある人に合わせて仕事が進むわけではないことが現状である。
- ・A型で働いているけど一般就労で続くことは難しい、一般企業側の理解がない
- ・企業の職員に対して、障がい者への理解を深めるような勉強会や講習会を開く。
- ・一般就労の促進が進んできたが、雇いたいけどどのようにしたら良いのかといった困りごとが出てきている。（特に中小企業様）そのため、福井市内で障がいのある方を雇用されている企業様より、事例発表および見学会などを開催しより具体的に検討してもらうことが必要。

（災害時の支援体制）

- ・民生委員等で地域に住む障がい者の把握を行い、避難指示や緊急の際には声かけができるような体制を作っていただきたい。
- ・避難所等における障がい者の支援体制の確立や市内各事業所間の応援体制を構築して欲しい。
- ・重度障がい者も避難所に行けるよう、介助者等の支援体制を作ってほしい。
- ・避難所等における支援体制の確立（在宅障がい者について）
障がい者にとって、災害時に適切に避難することや避難所に長期滞在することが難しいことは明白であるが、現状の対策は机上の計画に過ぎないように思う。障がい特性に関わらず支援を受けられるよう、実効性のある避難計画を早急に策定し、周知や訓練を行う必要がある。

2 障がい福祉計画のための事業所アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

施設入所者等の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等、実績を把握し、第6期障がい福祉計画作成に係る基礎資料とする。

(2) 調査方法

- ・調査票A 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る調査
- ・調査票B 福祉施設から一般就労への移行に係る調査
- ・調査票C 障害児通所支援に係る調査
- ・調査票D 障害福祉サービスの提供に係る調査
- ・調査票E 障害児通所支援に係る調査

(3) 調査対象

- ・調査票A 障害者支援施設
- ・調査票B 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業所
- ・調査票C 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所
- ・調査票D 市内の障害福祉サービス事業所設置法人
- ・調査票E 日中一時支援事業所

(4) 調査期間

令和2年7月10日～7月27日

(5) 調査方法

法人及び施設・事業所に調査票をメール等にて郵送、メールまたは郵便にて回収

(6) 回収結果

調査内容	配布数	回収数	回収率
調査票A	27	27	100.0%
調査票B	194	156	80.4%
調査票C	61	45	73.8%
調査票D	106	70	66.0%
調査票E	31	16	54.8%

(7) 集計値

集計した数値(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示。

1 福井市の支給決定者が利用している県内外の障害者支援施設の入所状況

(1) 全 体 (問2)

各年度3月31日現在

年度	入所定員数 (人)	入所者数 (人)	入所者のうち、 福井市の入所者数 (人) (65歳以上)	福井市の 入所者数割合(%) (65歳以上割合)
H29	1,897	1,823	347 (124)	19.0 (35.7)
H30	1,897	1,846	345 (118)	18.7 (34.2)
R 1	1,869	1,804	340 (117)	18.8 (34.4)

(2) 福井市の入所者数内訳(事業所の所在地別)(問2)

年度	入所者数(人)		事業所所在地別割合(%)	
	市内	市外	市内	市外
H29	186	161	53.6	46.3
H30	186	159	53.9	46.1
R 1	180	160	52.9	47.1

(3) 福井市の入所者数のうち、年度ごとの新規入所者及び退所者数(問3)

年度	新規入所者数 (人)	退所者数(人)				
		地域生活 移行	入院	死亡	他施設へ 入所	計
H29	18	2	5	15	17	39
H30	28	3	9	14	8	34
R 1	29	8	9	22	7	46

他施設へ入所

年度	介護保険施設	ケアハウス	障害者 支援施設	その他の施設 ※労災保険施設
H29	1	0	16	0
H30	6	0	0	2
R 1	2	0	2	3

2 福井市の入所者の地域移行者数（問4）

年度	移行者数 (人)	移行先（人）				
		自宅		アパート		グループ ホーム
		1人暮らし	家族と同居	1人暮らし	家族と同居	
H29	2	0	0	1	0	1
H30	3	0	1	0	0	2
R 1	8	1	0	1	0	6
合計	13	1	1	2	0	9

3 福井市の入所者の地域移行見込数及び移行先（問5）

年度	移行 見込数 (人)	移行先（人）				
		自宅		アパート		グループ ホーム
		1人暮らし	家族と同居	1人暮らし	家族と同居	
R 2	1	0	1	0	0	0
R 3	1	0	0	1	0	0
R 4	0	0	0	0	0	0
R 5	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	1	1	0	0

4 平成29年度において地域移行を見込んだ障がい者の移行状況（自由意見）（問6）

H29～32年度 見込数 (人)	H32年度末 移行者数 (人)	移行できなかった人数	理由
17	10	7	家族の反対（2） 両親の高齢化（1） 本人の重度化（1） 不明（2） GHの利用者間関係で移行できなかった（1）

5 地域生活支援拠点について（問7）

認知度	
知っている	18
知らない	19

6 障害福祉サービス制度や行政の取組への意見（問8）（自由意見）（回答件数：2件）

- ・強度行動障害者の入所や短期入所の受け入れの相談があるが、どこの施設も満床の状況である。市と受け皿を担保してほしい。
- ・身体障がい者の方を対象としたグループホームが少ない。また、一般のアパート・公営住宅等においても、身体障がい者（特に車椅子の方）に配慮した物件が少ない。

1 福井市の支給決定者が利用している県内外の障がい者就労支援施設の利用状況

(問2)

(1) 全 体

令和2年3月31日現在

事業種別	事業所数 (カ所)	定員数 (人)	利用者数 (人)	福井市の 利用者数 (人)	福井市の 利用者割合 (%)
生活介護	49	2,166	2,069	622	28.7
自立訓練	13	293	267	49	18.4
就労移行支援	19	187	136	62	45.6
就労継続支援(A型)	23	477	441	262	59.4
就労継続支援(B型)	50	1,110	1,317	555	42.1
就労定着支援	2	20	22	15	68.2
合 計	156	4,253	4,252	1,565	36.8

※事業所数は事業種別に重複あり

(2) 福井市の利用者の内訳(事業所の所在地別)

事業種別	利用者数(人)		事業所所在地別割合(%)	
	市内	市外	市内	市外
生活介護	425	197	68.3	31.7
自立訓練	46	3	93.9	6.1
就労移行支援	55	7	88.7	11.3
就労継続支援(A型)	247	15	94.3	5.7
就労継続支援(B型)	512	43	92.3	7.7
就労定着支援	14	1	93.3	6.7
合 計	1,299	266	83.0	17.0

2 福井市の利用者のうち、一般就労に移行した実績(問3)

(単位:人)

事業種別	H29 年度		H30		R1		R2(見込)		計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
生活介護	1	0	1	0	2	0	2	0	6	0
自立訓練	2	0	5	0	1	0	1	0	9	0
就労移行支援	12	2	13	1	19	1	15	2	59	6
就労継続支援(A型)	8	0	9	1	8	0	7	3	32	4
就労継続支援(B型)	3	0	8	0	9	0	10	0	30	0
年度の計	26	2	36	2	39	1	35	5	136	10
合 計	28		38		40		40		146	

3 問3で一般就労できた利用者のうち、就労定着支援事業を利用した実績（問4）

（単位：人）

事業種別	H30		R1		計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
生活介護	0	0	0	0	0	0
自立訓練	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	11	1	8	0	19	1
就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	1	0	1	0	2	0
年度の計	12	1	9	0	21	1
合 計	13		9		22	

4 問4で就労定着支援事業の利用者のうち、令和元年度末時点の就労定着した実績（問5）

（単位：人）

	令和元年度末 （R2.3.31 時点）
就労定着者数	14

5 福井市の利用者のうち、一般就労移行見込数（問6）

事業種別	R3		R4		R5		計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
生活介護	2	0	2	0	2	0	6	0
自立訓練	1	0	0	0	0	0	1	0
就労移行支援	17	1	14	0	14	0	45	1
就労継続支援（A型）	9	2	9	2	7	2	25	6
就労継続支援（B型）	7	0	5	0	3	1	15	1
年度の計	36	3	30	2	26	3	92	8
合 計	39		32		29		100	

6 障がい福祉制度や行政の取組への意見（問7）（自由意見）（回答件数：16事業所）

- ・ コロナの影響で就職が困難な状況にあります。
次年度の基本報酬の算定区分の経過措置期間の延長を検討してほしい。
- ・ 現場は人で不足。職員加配加算の見直しを。
- ・ 食事提供加算、送迎加算、欠席時対応加算については、今後も継続してください。

- ・生活介護（主に重心）事業所が、医療的ケアの必要なより重症な方々に安心してご利用していただくには、看護師の配置や介護浴槽の導入、送迎用車両や添乗員の配置などが必要である。現在の報酬単価では人件費や設備投資費を捻出することは困難であり、行政からの人的物的両面の支援をお願いしたい。
- ・共生型サービスへの移行手続きを簡素化してほしい。
- ・作業能力のある利用者が減っている
- ・入所からグループホームへ移行する方がB型事業所を利用される。
B型の利用要件を緩和してほしい。
- ・身体障がい者の方の一般就労にあたり、就労先のバリアフリー化が課題である。
- ・職場定着期間は、就職後5年～10年必要だと考える。
- ・コロナ禍の中でますます一般就労は困難になる。
事業所においても、前年並みの生産活動に対しての収入補填が求められる。
- ・新型コロナウイルスが障がい者雇用に与える影響が大きい。
- ・一般企業への理解に差がある。企業の雇用に向けての取組があると障がい者が働きやすくなる。
- ・高齢者や途中障がいを持たれた方のニーズ（収入）と作業レベル低下のズレは生活介護に当てはまらないが、B型未満となっており課題がある。
- ・最低賃金が上がるが請け負う業務収入が上がらず経営が成り立たない経営者の話を聞く。最低賃金がパート時給と同じだと経営が厳しくなる。

1 福井市の支給決定者が利用している通所支援種別及び利用者数

(1) 全 体 (問2)

各年度3月31日現在

事業種別	事業所数 (カ所)	定員数 (人)	利用者数 (人)	福井市の 利用者数 (人)	福井市の 利用者割合 (%)
児童発達支援	13	151	316	174	55.1
放課後等サービス	30	367	965	602	62.4
日中一時支援事業	18	120	379	124	32.7

(2) 福井市の利用者のうち、重症心身障がい児の受入人数 (問3)

(単位：人)

事業種別	H29 年度	H30 年度	R1 年度
児童発達支援	8	9	10
放課後等サービス	28	25	29
日中一時支援事業	12	5	4

2 重症心身障がい児の現在の受入可能人数と今後の事業拡大予定 (問4) (単位：人)

事業種別	受入可能人数	新規受入予定
児童発達支援	17	1事業所・3人
放課後等サービス	19	1事業所・3人
日中一時支援事業	5	新規受入ナシ

調査票D

障害福祉サービスの提供に係る調査

○現在、提供しているサービスの提供状況（令和2年7月1日現在）

○今後のサービスの提供状況（令和2～5年度予定）

（事業所数：カ所、定員：人）

事業種別	事業所数	新規	定員	定員 増	定員	定員 減	定員	廃止
居宅介護（ホームヘルプ）	33			1	不明			
重度訪問介護	26			2	不明			
行動援護	5			1				
同行援護	6	1		1				
生活介護	24	2	80					
自立訓練（機能訓練）	2							
自立訓練（生活訓練）	7	1	10			1	6	1
就労移行支援	8	2	16	1	12			
就労継続支援（A型）	23					3	22	
就労継続支援（B型）	36	2	20	2	12			
就労定着支援	2			1	10			
短期入所	27			1	2			1
自立生活援助	1							
共同生活援助	28	2	不明	5	16	2	15	
施設入所支援	9							
特定計画相談支援	26	2						
地域移行支援	5							
地域定着支援	5							1
児童発達支援	16	3	15	1	3			
放課後等デイサービス	40	4	74	1	3			
保育所等訪問支援	7	2						
居宅訪問型 児童発達支援	2							
障害児相談支援	20							

【あ行】

アクセシビリティ

情報やサービス等の利用しやすさのこと。

委託相談支援事業所

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うため、市が委託した相談支援事業所。

一般相談支援事業所

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等と連携し、地域移行に向けた支援を行う。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う機関。

【さ行】

指定難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に規定する疾病。

児童発達支援センター

通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行う。施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

障がい者自立支援協議会

地域において障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや地域の関係機関によるネットワークの構築等に関し、中核的な役割を担う協議の場として市町村が設置する協議会。

障害児相談支援事業所

障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」の作成及び支給決定後の見直し（モニタリング）を行う事業所。

ジョブコーチ

事業所にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、障がい者や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施する。

成年後見制度

認知症、知的障がい及び精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援護者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

【た行】

特定相談支援事業所

障害福祉サービス等を適切に利用するための計画（サービス等利用計画）を作成する事業所。

【は行】

バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の区域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を一体化した法律。

ピアサポート

当事者同士が、互いの経験を基に語り合い、相互に支援すること。

法定雇用率

障害者雇用促進法により、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないとされている、雇用割合のこと。令和3年3月から民間企業2.3%、公的機関2.6%に引き上げ。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、避難行動に特に支援が必要な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を要するもの。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護や支援を行うこと。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする用具で、白杖、補聴器、義肢、車椅子等がある。

【や行】

要配慮者

災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等。

要約筆記（者）

中途失聴者や難聴者等、聴覚障がい者への情報提供手段の一つとして、話の内容を要約し、文字として伝えること（人）。